

三重県議会におけるＲＤＦ関連の発言（稼働段階）

＜平成 16 年度～平成 22 年度＞

○平成 16 年第 3 回定例会 議案説明（平成 16 年 9 月 17 日）

（野呂昭彦知事）

ただいま上程されました追加議案に関しまして、県政運営上の懸案となっております三重ごみ固形燃料発電所について申し述べます。

昨年のＲＤＦ貯蔵槽爆発事故から既に 1 年を経過いたしました。改めて殉職されたお二人の御冥福をお祈りさせていただくとともに、二度とあのような痛ましい事故が起こらないよう、安全・安心を肝に銘じて今後の県政運営に取り組む決意を新たにしているところでございます。

既に、14 日の全員協議会で再開に向けての決意を申し上げましたが、改めてこの点について、触れさせていただきます。

ＲＤＦ発電所の安全性の確認結果等については、県議会の皆様、地元市町、地域住民の方々などへ御説明させていただいてきたところです。こうした中で、これまで試運転等で確認されてきた施設の安全性について、引き続き最善を尽くすこと、さらに、積極的な情報発信と公開のもとで情報を共有することなどを前提に、ごみゼロ社会を実現するまでの間のＲＤＦ焼却・発電事業に対する一定の理解が得られたものと総合的に判断いたしました。また、関係市町村からは、ごみ処理を円滑に行うため、施設を早期に運転再開するよう強い御要望もいただいています。

これらを踏まえ、県議会の御理解のもと、ＲＤＦ焼却・発電事業を再開することとし、市町村のＲＤＦの受け入れのための準備作業に入ることとしたいと存じます。

また、私は、事故の発生以来、これまで苦渋の中で熟慮を重ねてまいりましたが、この機会に、県行政の最高責任者として、県政運営上の責任、社会的・道義的責任を明らかにするため、私自身の処分として、知事の給料の 10 分の 2、三月を減額することにしたいと存じます。追加提案させていただく議案第 80 号は、そのために必要な関係条例の規定を改正するものであります。

私は、今回の事故の反省に立ち、引き続き発電所の安全確保等に取り組み、県民の安全・安心に対する県行政の信頼回復に向けて全力で取り組む決意でありますので、県議会の御理解をいただきたいと存じます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

○平成 16 年第 3 回定例会（代表質問：平成 16 年 9 月 21 日）

（中川正美議員）

続きまして、ＲＤＦ発電とごみゼロ社会についてであります。

ＲＤＦ焼却・発電事業については、昨年 8 月の三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽爆発事故から 1 年が経過をいたしました。改めて、殉職をされましたお二人の方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、知事におかれましては、二度とあのような痛ましい事故が起こらないよう、今後とも安全・安心の県政運営に取り組んでいただくことを強く要望するところでございます。

ＲＤＦ化構想は、平成 8 年に北川前知事のもと政策決定され、当時は夢のごみ処理技術と言われておりましたが、結果的にはあのような重大な事故を起こすことになりました。特に本県にありましては、ＲＤＦ全国自治体会議の会長を務めるなど、全国の先頭に立って取組、県内市町村に対しても推進を図ってきただけに、その責任はまことに重大であります。

このようなことから、私は、本県が推進してきたＲＤＦ化構想については、これまでの経緯を踏まえて、きちっとした総括を行う必要があると考えますが、知事はどのような総括をされたのかお伺いをいたします。

また、知事はこれまでごみゼロ社会を実現する過程において、ＲＤＦ焼却・発電事業はその比重が軽くなり、最終的にはなくなるものとさえ述べられています。また一方では、現在、ごみゼロ社会実現プランの策定を進められていますが、現時点でＲＤＦ焼却・発電事業に関する縮小・廃止までの中長期の方針を、ごみゼロ社会づくりの方針と合わせてどのように明確にされるのかお伺いをします。

続いて、知事は先日、ＲＤＦ焼却・発電事業の再開を決定されました。決定に当たっては様々なことを総合的に判断された結果だと思いますが、主にどのようなことを考慮し、再開を決断されたのかお伺いをします。

また、事業の再開ということありますから、市町村から搬入をされるＲＤＦを焼却し、発電を開始することが事業再開そのものを意味すると考えられますので、この二つの時期について明示をしていただきたいと思います。

次に、ＲＤＦ関係施設の施設整備と経営や財政に与える影響についてであります。今後、国の新たな安全基準等によりＲＤＦ関係施設のコスト増が予想されます。これは企業庁の経営だけではなく、県や市町村の財政に大きな影響を与えるものであり、既に発表されている損害額の解決も含め、どのように対応していくかが急務であると考えますので、これらの課題を具体的にどう対応していくのか、その方針をお伺いします。

次に、発電所の運転に当たっての安全対策には限りがないものであり、今後においても安全対策はさらに万全を期していくことが最も重要な課題であると考えます。特に貯蔵施設については、当面、施設がない状態で運転を行うとのことですが、今後は安全な貯蔵施設をどのように整備するかが地域住民にとって大きな関心事となってまいります。このことから、新たな貯蔵施設について、今後具体的にどのような施設を整備していくのかお伺いをします。

最後に、知事は先日、自ら減給処分を行うことを表明されました。これまでは、刑事責任が明らかになった時点で行政上の処分を行うという方針でありましたが、今回、再開に当たって、今とり得る処分を行うということで、刑事処分の前に自ら県政運営上の責任を明らかにされました。しかしながら、今後、警察の捜査が進展し、県の関係者が重い刑事責任を問われるような事態になった場合には、改めて刑事処分を考慮し、措置を検討されることもあるのか伺いをいたします。

以上、RDFについて、知事におきましては不退転の決意で臨んでいただくよう切望するものでございます。

(野呂昭彦知事)

次に、RDF発電とごみゼロ社会についてお尋ねでございました。

まず、RDF化構想をこれまでの経過を踏まえてどう総括するのかと、こういうお話でございました。今日、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が深刻な環境問題を引き起こしてきており、ダイオキシンなどの環境負荷の軽減とか限りある資源の持続的利用のため、資源循環型社会に向けた取組をしていくことが急務でございます。

そこで、ごみを燃料として利用することにより、従来の単に燃やして埋める処理から資源循環型の処理へ転換することを目的といたしまして、市町村との連携のもとで取り組んできたところでございますが、ごみをどのように有効に処理するかということに力点が置かれまして、ごみの発生抑制あるいは再使用・再生利用といった、いわばごみ問題の川上に対する視点が十分でなかったという面も否定できません。

このため、私は、昨年8月の事故の教訓も踏まえまして、ごみを出さないことを施策の第一に考え、ごみの発生・排出が極力抑制され、やむを得ず排出された不用物は最大限資源として有効利用されるごみゼロ社会の実現に向けた取組を進めることとし、本年度、その基本となるプランの策定を進めているところでございます。

RDF事業につきまして、縮小・廃止までの中長期的な方針等についてもお尋ねでございますけれども、ごみゼロ施策の進捗状況とか、あるいは県内の市町村の施設更新時期、合併後のごみ処理体制などを踏まえまして、全県の広域的処理を検討する中で関係市町村と十分議論を行いまして、18年度中を目途としまして、その方向性について整理をしてまいりたいと考えております。

それから、今回の再開についてのお尋ねでございますが、発電所の運転再開に当たりましては安全性の確保が前提であることから、施設の改修や様々な安全対策を行いました上で、その効果を確認するための試運転を行ったところでございます。安全性の確認結果につきましては、関係者の皆様に説明をさせていただいた際に、いろんな角度からの御意見とか御質問をいただきましたけれども、これまで進めてまいりました安全対策につきましては十分説明できたと考えておるところでございます。また、地元住民を代表されておられる市長さん及び町長さんからは、再開についての理解をいただいております。

その上で、施設の安全性について引き続き最善を尽くすこと、さらに積極的な情報発信・情報公開のもとで情報を共有することなどを前提といたしまして、ごみゼロ社会を実現するまでの間のRDF焼却・発電事業に対する一定の理解を得ることができたと判断いたしました。

さらに、関係市町村から、ごみ処理を円滑に行うため早期に運転を再開するよう強く御要望をいただいております。事業の再開につきましては、これらを総合的に判断いたしましたところでございます。

なお、実質的な事業再開に当たるRDFの焼却は、本日9月21日の午後に開始をいたしまして、発電は23日の開始予定といたしておるところでございます。

次に、コスト面でのいろんなお話がございました。今回のRDF貯蔵槽爆発事故を契機といたしまして、国の関係省庁から安全対策が示されまして、今後、さらに省令改正などで安全基準の強化が予定をされております。三重ごみ固形燃料発電所及び市町村のRDF製造施設におきまして、これらの基準に対応できるように安全対策の取組を進めておるところでございます。

こういう取組を進めるに当たりましては新たな経費が必要となりますことから、国庫補助金の創設などを要望いたしまして、一定の国の対応をいただいて、負担軽減が図られるようお願いをしておるところでございます。

また、事故によりまして、現在把握しておりますものでも約40億円の損害が発生をいたしております。このようなことから、ごみ固形燃料発電所につきましては、従来の収支見通しに基づいた経営は困難になることが想定されます。今後も安全性の確保を第一として、さらに企業庁において経営努力に取り組んでまいりますけれども、ごみゼロ施策の進捗等も踏まえまして、関係者におきまして事業経営のあり方について検討を進めてまいります。

また、事故関係経費のうち、市町村のごみ処理経費などは富士電機システムズ株式会社と暫定的に2分の1ずつ負担をいたしておりますけれども、警察の捜査等が行われている状況もあり、最終的な負担割合を明確にするには至っておりません。今後は、判断できるものから処理をしていきたいと考えております。

新たな貯蔵槽施設の整備についてでございますけれども、今後、国などから示されますRDFの温度監視や可燃性ガス濃度の測定、RDFの集積高さの抑制など、RDF貯蔵施設の技術上の基準などにに基づきまして、安全性の確保に配慮した施設としていくように検討を進めてまいります。また、この検討状況につきましては、安全管理会議に諮るとともに、地域住民の方々に十分な情報提供を行っていききたいと、こう思っております。こうした検討を踏まえまして、平成17年度末を目途に施設整備ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

行政責任についてのお話がありました。県が管理をする施設におきまして発生しました今回の重大な事故によりまして、県民の安全・安心に対する県行政の信頼を大きく損ねた

こと、また、関係市町村のごみ処理にも大きな影響を与えることになりました。私はこのことを重く受けとめ、事故発生以来これまで、自らの責任を明らかにすることについて苦渋の中で熟慮を重ねてきたところでございます。

先般、そういう中で、今回の議会にも私の責任問題、措置に係る条例を出させていたでいておりますけれども、今後、警察によります捜査状況の進展によりましては、県の関係職員が刑事責任を問われることになった場合、関係職員の懲戒処分について検討するとか、今回自らの措置とは別に新たな措置についても検討を行う必要が生じる場合もあり得ると、こう考えておるところでございます。議員御指摘のように、今後二度とあいった事故が発生することのないように、不退転の決意で企業庁を初め職員全体で取り組んでまいりたいと考えております。

（中川正美議員）

先ほどのRDFの問題でありますけれども、総括に関しましてはなかなか私も不十分であったなと、こんなふうに思っておるわけでありまして、そこで、爆発事故に関しまして捜査の問題でありますけれども、県警本部長にお聞かせいただきたいと思います。一体どういう状況になっておるのか、進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

（飯島久司警察本部長）

県警察といたしましては、1回目の爆発につきましては業務上過失致傷罪、2回目につきましては業務上過失致死傷罪を視野に入れまして、専門家によります爆発原因等の各種鑑定、関係者からの事情聴取、証拠品の分析など、事案の真相究明に向けまして鋭意所要の捜査を行っているところであります。

なお、捜査の内容等、詳細につきましてはお答えを差し控させていただきます。

（辻本正議員）

次に、RDFであります、今年1年間といいますか、去年1年間といいますか、県政はRDFの問題に揺るがされたと、こう言ってもいいんじゃないかなと思います。そのような大変な事故でございました。知事は、いろんなそういう難しい中で事故の責任を明確にする中で、再開をしたいと、こういうことを苦しみの中から選択をされた。言うなれば、忠ならんと欲すれば孝ならず、市町村と議会、地域との間で、言うに言えない苦悩を味わっていたことだと思います。そういう点で、再開を決意されたことには大いに敬意を表しますし、その苦悩に報いたいという気持ちもあるわけでありまして。

まず、私からも改めて、お亡くなりになりましたお二人の冥福を心からお祈りいたしますとともに、災害に遭われた方々の一日も早い復帰を希望するところであります。

その決断、先ほども質問がありましたが、私は3点にわたって、これからRDFをやっていくのにどうかということについてお伺いをいたしたいと思います。

1点目は、知事も執行部も住民の御理解をいただきましたと、こういう報告がございました。先ほども市町村長には御理解をいただいたというお話もございました。大方の御理解をいただいたというのはそのとおりだろうというふうに思いますが、御理解をいただきました、理解をしたと、こういうのは理論や理屈に対してのことでありまして、感情問題についてはなかなか御理解が得られましたという答えは難しいのではないのかなと、こういうふうに思います。

先日、池田小学校の殺人犯であります宅間何がしの死刑執行が行われました。遺族の方は、やっとこれで子供にと、こういう思いであるというふうに言われましたが、学者や知識人の方は早いのではないかと、何でこんなことに限ってというふうなことが新聞に出ておりました。感情問題というのはこのようなことでありまして、一つのことに對していろいろな意見が出てくるのが感情問題ではないかというふうに私は思います。

そういう感情問題、特に地域住民の感情問題を和らげていくといいますか、これを本当に御理解いただいたというふうに持っていくために、まだまだこれからいろんなことを考えないかんのではないかと思います、そのことについて知事にお伺いをしておきたいというふうに思います。

感情問題は、結婚話に例えれば好き嫌いと、こういうことでありますから、なぜ好きなんや、なぜ嫌いなんやということを尋ねるとよく似たような質問でございますので、知事も大変お答えにくいと思いますが、地域住民に接していただいた知事の率直な気持ちを伺いたいなと、こう思うわけでありまして。

それから2点目は、再開するに当たった採算の問題であります。先ほども知事は、既に40億円の負債があると、こういうふうなことを申されましたが、これを再開することによってどういうふうな経営状態になるのか、採算というのは何年先にとれるようになるのか、ごみゼロの問題ともいろいろ関連をいたしますけれども、この新しく再開をするRDFの問題について、採算の問題をお聞きしておきたいなというふうに思います。

（野呂昭彦知事）

今回、RDFにつきまして、県の施設におきまして重大な事故が発生をしたことは、まことに痛恨のきわみでございます。重ねて、命をなくされましたお二人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げるところでございます。

今回、このことによりましては多くの県民の皆さん、とりわけ周辺住民の方々に不安を与え、安全・安心に対しますところの県の信頼を損ねることになりました。また、さらには、関係市町村におきますところのごみ処理について重大な影響を与えるということになったわけで、これらのことについて知事として大変重く受けとめておるところでございます。

私は、再開ということに当たりまして、このような行政上の責任というものについてやはり明らかにしていくことが必要だと、こういうことを考えまして、自分自身の処分を表

明させていただいて、議会にもお諮りをいたしておるところでございます。

行政責任ということを考えてみますと、もちろんこういったことにとどまるものではなくて、事故直後から事故原因究明の取組であるとか、あるいは、それに対応いたしましては、安全確認の取組、こういったものを行ってまいっております。これらについても引き続き最善を尽くしていくということが重要でございますし、そして、それを実践していく中で、安全・安心への信頼を高めていくということが行政の責任を果たしていくことであろうと考えております。

感情面での御指摘がございました。そういった観点での住民の理解・不安を解消していくということにつきまして、これはもちろん、技術的な意味合いから安全対策に最善を尽くしていくことは当然でございますけれども、さらには、これらの一つ一つの対策について、地域住民に対しましてしっかり情報発信をしていく、情報公開、発信、そして、やはりそういった情報を共有していくということが重要なのではないかなと、こう思っております。

今、住民の公募委員としての御参加や自治会の代表者によりますところの安全管理会議というのがございますが、そういったものを通じ、それから、施設の公開であるとかということも必要だと思います。周辺自治会への広報誌であります「発電所だより」というものも出しております。こういったことを一つ一つ積み重ねながら、今回、県の信頼を損ねておる状況というのは大きなものがありますけれども、それを一つ一つやりながら回復に努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、RDFについての今後の経営問題についてでございますけれども、ごみ固形燃料発電所は平成14年12月から平成29年3月までの14年4カ月間を事業期間といたしまして、その事業期間を通じて収支が均衡するということを基本として当初計画をしてきておるところでございます。しかし、今回の事故によりまして、事故処理の関係経費を要するということにつけ加えまして、新たな安全対策に要する経費が増加するというようなことで、公営企業としての今後の事業経営を圧迫することが十分予想されるところでございます。

今後もし安全性の確保ということは、これはまず第一でございますけれども、さらに企業庁におきましても経営努力を十分にとるようにはさせてまいりたいと思っておりますが、ごみゼロ施策の進捗状況等も踏まえまして、今後RDF焼却・発電事業の経営のあり方であるとか、それから、もちろん経費負担のあり方等についての関係者との検討もございますが、こういったものも含めて、今後、経営そのものについての総合的な観点も含めて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

3点目に、今回の事故につきまして、二度と起こさないために、このことを後世にしっかり伝えていく必要があるのではないかとということでございます。まさに、今回、県全体の信頼を大きく損なったと痛感しております。そんな中で、事故直後の昨年9月に危機管理体制検討会を設置いたしまして、本県の危機管理体制の抜本的な見直しを行い、その結果、三

重県危機管理方針、危機管理計画等としてまとめてきたところでございます。

現在は、これに基づきまして、未然防止対策の徹底であるとか、あるいは研修・訓練の実施など、危機管理体制の強化を進めてまいりまして、県民に対しまして、安全に、そして安心して暮らしていただける地域づくりに取り組んでおるところでございます。

事故のありました三重ごみ固形燃料発電所におきましては、危機管理マニュアルを整備いたしまして、職員の教育・訓練など、二度とあのような痛ましい事故が発生しないように継続し取組を行っていきたいと思います。

そこで、今回の事故発生という事実を風化させない、そんな取組も必要であろうというふうに思います。そういう意味では、今回、その誓いをモニュメントとして残すということにいたしまして、発電所で業務に従事をいたします職員とか、あるいはここを訪れる方々が、この事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、常時、構内におきまして安全な活動を祈念するという中で、安全祈念碑を設置したところでございます。

今後もしこの事故の反省に立ち、そして、長く私ども県職員がしっかりこの事故の反省の上に立って、県行政の信頼回復に向けて引き続き取り組む努力をさせていただきたい、このように考えておるところでございます。

○平成16年第3回定例会（一般質問：平成16年9月30日）

（野田勇喜雄議員）

それから、最後のRDFにおける県の姿勢について。

時間もございますので端的に言いますけども、基本的に、私は、RDFの再稼働というのは、RDFが搬入されたときだというふうに認識しておるんですね。いろんな議員さんが、つけたときだという人が多いので、そういう形の中で行くんですけど、私としては、基本的には搬入がそうだったなというふうに思います。ただ、私としては、事故原因、安全性の確認、責任分担、正直言ってはっきりしておりません。その中で、先送りしたままというのが地元住民の皆さんの考え方ですね。そうした中でやったということに関しては、僕は、再稼働に関しては、いつかはしなけりゃいかん、それは、そんなに遠くない時期という認識はしていましたですけども、やはり、なぜ搬入時期を月曜日ということで、土日は搬入しませんという約束事を以前にしていたにもかかわらず、最近は何か日曜日だけという話にもう聞きましたですけども、月曜日は祝日なんですね。なぜ最初の日の搬入日を祝日にしなきゃいかんのか。いわゆる一方的に、月曜日だから、日曜日じゃないからいいという、こういう考え方でやってしまったのか。この辺のところは、僕は十分地元住民との理解をしてやったというふうには認識しておりません。そうしたところとか、あと、やはり地域主権をこれから進めていこうという知事が、なぜもう少しそういったことを配慮しなかったのか。そういうふうな思いがしてなりません。

それから、今後、RDFを再開するとしたときに貯蔵槽が必要なんですね。実際の本格的

稼働というのは貯蔵槽が直ってからだというふうに思います。平成17年の夏にはやろうとしています。その貯蔵槽をするときには、しっかりとやっぱり住民のそういう意識、理解、不信というのをこれからどういうふうにして払拭していくのかを含めて、そのあり方をスケジュールもあわせて御答弁願いたいというふうに思いますので、その3点についてよろしくをお願いします。

（野呂昭彦知事）

まず、RDF再開に当たっての搬入日の件でございますけれども、これにつきまして、9月14日の全員協議会において、私の方から運転再開について表明をさせていただきまして、議会の皆さんの御理解をお願いしたところでございます。9月17日、県議会の皆さんに再開に向けたスケジュールを説明させていただきまして、その上で、県議会の皆さんの御理解も得た上で、直ちに運転再開の作業に入らせていただいたところです。

事故以前は、月曜日から金曜日までRDFの搬入ということにしておりましたが、今年3月に試運転を再開する段階から、貯蔵槽がない状況での安定的な運転を行うというためには土日を含めた搬入が必要だということで、このことについて、地元の市議会や、また住民説明会において説明をさせていただいてきたところでございます。

今回の搬入の開始日につきましては、9月17日中に地元の市長あるいは自治会などに報告をさせていただいてきたところでございます。今後とも、住民の皆さんとの積極的な情報発信と公開、そして共有をするということが重要だと考えておりまして、これからも最善を尽くしながら信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

貯蔵槽の整備についてでありますけれども、これにつきましては、実は、7月9日付の消防庁所管の危険物の規制に関する政令が出され、RDFが指定可燃物に指定をされました。今、市町村におきまして、これに基づいた火災予防条例の整備が進められておることでございます。それから、今月の27日に、環境省所管の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正をされまして、RDFを保管する際の基準等について示されてきております。

RDFの貯蔵施設につきましては、安全性をまず確保して、そういった施設の整備を進めていきたいと、こう思っておりますが、その検討内容につきましては、安全管理会議に図りますとともに、地域住民の方々に十分な情報提供を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

今後也十分いろんな議論を通し、住民の皆様への情報公開を通じて信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

（関連質問）

（石原正敬議員）

野田議員のRDF再開における県の姿勢についての関連質問をさせていただきたいと思っております。

RDFの再稼働がなされたわけですが、どうも三重県政におけるRDFの施策上の位置づけの話は余りされずに来たんじゃないかなと。事故の原因究明、安全性の確保ということに関してはされてきたんですけれども、そのあたり、ちょっと欠けてきたんじゃないかなと思っております。

第1回定例会でも質問させていただいたんですが、RDFそのものの議論も、これは大事なんですけども、その周辺の問題もこれからクローズアップしていかなきゃならんだろうと思っています。

特に、施策上のRDF施設の今後についての議論をしていくべきではないかなと。知事も、重点プログラムの中で、ごみゼロ社会の実現との関係において、RDF発電施設の役割というのが20年ぐらいで終わるんじゃないかというような発言もあったかと思っております。

私なりに感じていますのは、あのRDF貯蔵槽爆発事故を契機に、RDF発電所の県政上の性格がやや変質したというふうに思っております。発電施設というような、売電行為ですとかそういったことよりも、環境のための施設にその役割がシフトしたというふうに、私は感じておるところでございます。

そこでなんですけれども、ここに、「桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想 RDF化ごみ処理施設とRDF焼却発電施設の一体整備のインパクト活用方策提案調査」、ちょっと長いんですけども、というのがあります。（資料を示す）これは、平成13年3月に北勢県民局が出したものでありまして、現在も、北勢県民局内のホームページで見ることができ、公開されているものでございます。

中を見ますと、いきなり、RDF施設がああ地域に来るということで、そのまちづくりとか、生活創造圏と絡めた、そういった施策というか事業がこの中で盛り込まれて展開されているというところ、調査ですであれなんですけども。

そこでお伺いなんです、ここの中に、廃熱利用施設の整備とかエコツアー事業やエコスクール事業とか、そういった環境を中心にしたまちづくりの構想が示されているわけなんですけども、この構想の中にある事業の中で、まずどのようなものが具体的に事業展開されているのかということをもっと一つお聞きしたいということ。

次に、県政上のRDF施設の位置づけや性格が変わった、変質したとしますと、これからRDFとまちづくりと、そういったことが、この桑名・員弁地区の生活創造圏の中でこういったものになっていくのかなということをちょっとお聞かせ願いたい。これは一例でございまして、今後また、県政の中で広く展開していく必要があると思いますけれども、ひとつ具体例としてお聞かせ願いたいと思います。

（浦中素史地域振興部長）

議員御指摘のように、桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想は、多度町に建設いたしましたＲＤＦ関連施設がもたらしますいろんなインパクトを活用しまして、環境をテーマとした圏域の内外の交流を活性化させて、その周辺の新しい地域づくりを図っていくと、こういうことで策定されたものでございます。平成 11 年から 12 年、2 年間かけて策定されたものです。さらに、平成 13 年度からは、学識経験者あるいはＮＰＯ、民間の企業の方、そして県議会の議員の方、行政関係者、幅広い方を構成委員といたします構想推進委員会の場で、構想実現に向けた検討を重ねてまいりました。

現状といたしまして、平成 13 年度からは、当構想において示された 15 の戦略プロジェクトというのがあります。このうち、エコツアー事業とか、あるいはエコスクール事業など、ソフトの事業を中心に、ＮＰＯや、あるいは地域住民と協力して展開してきているところでございます。

今回のこのようなＲＤＦの事故は、こういう構想を推進している中で発生いたしました。このことは今後の構想の推進にも影響を与えかねないと、そういうこともございますので、今後、この委員会の事務局であります北勢県民局とも相談しまして、今後の構想のあり方とか具体的な進め方を一度検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

（石原正敬議員）

これから議論していくというところでございますけれども、知事が、行政的な責任ということで、減給という形で責任をとられたということだと思うんですけども、それはそれで一定の評価をするわけですけども、やっぱり行政は、継続事業体の中でやっていることでございますので、そういった、まずやっぱり減給もしっかりですが、これからどういう県政を運営していくか、特にＲＤＦに関して、施策上どういった政策を打っていくのか、もしＲＤＦ施設の性格が異なった、ちょっと変わってきたのであれば、その辺はやっぱり説明していくべきではないかなというふうに私は思っておりますのでございます。

ですので、そういった議論を整理するののかも含めまして、ちょっと野呂知事に、今後の施策上のＲＤＦの関係をちょっと所見、お願いします。

（野呂昭彦知事）

このＲＤＦにつきましては、三重県の環境政策、ごみ政策の一環として当初からとらえて、その事業をＲＤＦのチップ化したものを県が受けて、それを売電することによって事業として成り立たせようということで、企業庁にさせてきたところでございます。そういう意味では、広い意味での環境という中でこれはとらえてきておるというものでございます。

ただ、今回、こういうふうな事故が起きました。事故処理にも大変な経費がかかりま

したし、安全性をより高めていく、これがまず第一だということで、それに係る今後の経費の問題もございます。

したがって、今までのような形で企業庁の事業として成り立つのかどうなのか、というような議論は、既に皆さんからもいただいてきたところでございます。しかし、今回、損失被害でもかかっております 40 億円等の経費の負担の問題であるとか、それから、今後、ＲＤＦの企業庁としての事業としてどういうふうに、企業庁の努力も生かしながらやっていけるのか、こういったことについては、今後の議論の中でしっかり見きわめていかなければならない、こう思っておりますのであります。

したがって、環境政策そのものの中で、ごみゼロというさらに高い次元の目標をあげましたから、そういう中でＲＤＦというものの機能するのは、ある意味で将来的にはその役割は終えていくのではないかと、こういうふうに位置づけておるわけでありますけれども、しかし、当面、ＲＤＦがサーマルリサイクルとしての位置づけを持ちながら、三重県のごみ問題あるいは環境政策の中で一定の位置づけを持っていくということには、これは変りはないと、このように考えております。

（関連質問）

（中嶋年規議員）

私も、ＲＤＦ発電事業のことについて 3 点御質問させていただこうと思ったんですが、先ほど、石原議員の質問で、1 点目のごみゼロ社会とＲＤＦ発電事業との関係については、知事の方から、ごみゼロ社会はより高いレベルのものを目指しているんだと。ただ、その中で、ＲＤＦ発電事業もサーマルリサイクルとして有効である、環境政策の一環としても考えてとらえていくべきであるというふうな御答弁をいただきましたので、1 点目につきましては割愛をさせていただきます。

残り 2 点について、ＲＤＦの処理費に関しまして、企業庁長に御所見をお伺いしたいと思います。

26 市町村が今ＲＤＦの処理費用を負担しておりまして、現行トン当たり 3790 円と、これが非常に高まるのではないかなというふうな心配の声がたくさん聞こえております。

まず 1 点目の確認事項というか、お尋ねなんですが、平成 14 年 6 月 10 日にＲＤＦ運営協議会理事会の決議の中で、ＲＤＦの関連市町村が負担するのは、その発電事業に伴う施設の維持管理費の一部であると。そういうことであれば、今回の事故に伴う県有の関連施設の改修費、40 億円等ですね、これは市町村負担にはならないということについて、まず確認をさせていただきたいと思います。

それと 2 点目、続けてもうお聞きします。そうはいうものの、今回の事故を踏まえて、万全の対策を講じるためにＲＤＦ発電施設の維持管理費、これの増加は避けられないであろうというふうには思います。だから、その増加分を安易にＲＤＦ製造している 26 市町村の住民に転嫁するべきではないというふうに思っております。

そういうことで、今後のＲＤＦの処理費を議論するに当たっては、企業庁の経営努力、その上でのＲＤＦ発電事業の収支見通しはもちろん、今環境政策の一環というお話もありましたので、例えば一般会計からの繰り出しだとか、それから、事故を起こした県の管理責任、もともとといえば、ＲＤＦ政策を推進してきた県の責務、こういったことも含めて、関係市町村の住民に対して十分な説明責任を果たす必要があるというふうに思っております。もちろん、私ども県議会とも、このＲＤＦの処理費の取り扱いについては十分議論すべきだというふうに思っておるんですが、重ねて申し上げますが、ＲＤＦ処理費について、安易な市町村への負担転嫁を行わずに、関係市町村、県議会とオープンに議論していただいて十分な説明責任を果たすべきだと考えますけれども、企業庁長の御所見をお伺いします。

（鈴木周作企業庁長）

ただいまのＲＤＦに関連いたしまして、市町村の経費負担についてのお尋ねがございました。

議員からもお話でしたが、現在、私どもは、市町村からＲＤＦの処理料をいただいております。先ほどの御説明の中でもありましたが、14年6月に開催されました三重県ＲＤＦ運営協議会の理事会におきまして決めていただいておりますが、その際、3点について確認がされております。

1点は、県は、ＲＤＦ焼却発電施設の維持管理費については、市町村が負担する分担金以外の売電収入等で充てることを基本として当面の施設運営を行うこと。

二つ目は、市町村は、ごみを焼却すればその灰を処理しなければなりません。現状においても、ごみ焼却により生じる灰処理に多額の経費を要するほか、あるいは自己の処分場での保管が必要であります。これらが軽減されることを考慮して、場外処理に要する灰処理、当時約29億円と算定いたしました。を当面市町村の負担として、平成18年3月までは1トン当たり3790円とするとされております。

三つ目に、平成18年4月以降は、こうした考え方を基本としつつ、大幅な状況変化等があれば、これを考慮しつつ見直すこととするというふうに決議をされました。

一方、三重ごみ固形燃料発電所は、平成14年12月から平成29年3月までの14年4カ月間を事業期間として、この事業期間を通じて収支が均衡することを基本として計画をしてまいりました。

このような経過がございますが、平成18年3月までは、先ほどお話のありました、1トン当たり3790円という処理料でございますが、平成18年3月までは現行の料金として、直ちに見直しをするということは考えておりません。しかし、これまでも御説明もさせていただいておりますが、今回の事故によりまして、事故処理関係経費を要すること、さらに、新たな今後の安全対策等経費が増加することから、公営企業としての今後の事業経営は非常に圧迫されるという状況になってきております。

また、お尋ねの中で事故に伴う施設のお話ございました。三重ごみ固形燃料発電所の

施設整備につきましては、県において、企業会計と一般会計の役割分担により進めてまいりました。すなわち、発電施設につきましては企業会計、ごみ処理施設については一般会計の負担で行ってきております。

今回の事故によるこれらの施設の損害、改修に要することになりました費用につきましては、原則として、事故の原因者がその責任により負担するものというふうに考えております。

また、新たな国の安全基準の強化に伴う費用負担など、今後の施設全般のあり方につきましては、市町村とも連携をとって検討してまいりたいと考えております。

今後も安全性の確保を第一として、さらに企業庁において経営努力に取組ますが、ごみゼロ社会の進捗状況等も踏まえ、ＲＤＦ焼却発電施設の経営のあり方、経費負担のあり方について、関係者において十分検討してまいります。

また、その状況を適宜県議会へも報告させていただき、御意見をいただきながら、さらに検討を行ってまいりますので、よろしくお願いします。

（中嶋年規議員）

昨年の8月5日、県土企業の常任委員会の委員として、今の議長ともどもＲＤＦ施設を訪れて、我々2人が職員にかみついたといったら変なんです。そのとき異常発熱が問題になっておりました。当時の岩名委員、それと私が、なぜそうなったのか、そのことについて、ごみをＲＤＦ化している市町村も心配しているよというふうなことを再三再四職員の方に聞きましたが、原因ははっきりわかりません。ただ、大丈夫です、大丈夫ですの繰り返しで、その後、あの19日の悲惨な事故を招いたというふうな経緯がございました。

二度とあのような事故を起こさないためにも、やはり説明責任、十分な説明責任というものを果たしていただきたいというふうに思います。特に地元の住民の方への説明というのは本当に丁寧に、もっともっと丁寧にすべきだったのかなという気もするんですが、あわせて、ＲＤＦ化している26市町村の住民のことも常に視野に入れて、その住民への説明責任をも果たしていただきたいというふうに思います。

私が住んでいます阿児町の隣の浜島町がＲＤＦ化施設を持っておるんですが、それも今日まで、あしたから同じ志摩市になって、私も関連市の市民となるわけでございます。その意味でも、私も一人の市民として、今回のＲＤＦの処理費、どうなっていくか、注目していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○平成16年第3回定例会 委員長報告（平成16年10月14日）

（森本繁史県土整備企業常任委員長）

なお、この際、当委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

三重ごみ固形燃料発電所については、貯蔵施設が設置されるまでの間、ボイラー点検時において関係市町村で製造されたＲＤＦを他の施設に処理を委託する必要がある、その施設での処理状況や、今後設置予定の貯蔵施設に関する安全性等に関する情報は、随時、県議会を初め関係市町村や地元住民に提供し、十分理解が得られるよう努めることを要望いたします。

（西場信行予算決算特別委員長）

次に、認定しないものと決定した認定第３号平成１５年度三重県電気事業決算についてであります。

電気事業については、事業収益４５億２７２２万円余、対前年度比８５．０％、事業費用４８億７００６万円余、対前年度比９７．９％、差し引き当年度純損失３億４２８３万円余となり、平成１５年度の経営収支は前年度に比べ６億９４１０万円余悪化し、当年度は３億４２８３万円の純損失となっています。

この純損失発生主な要因は、ＲＤＦ焼却・発電事業の補償費など、附帯事業費用の増加によるものであります。

三重ごみ固形燃料発電所においては、平成１４年１２月からＲＤＦの焼却・発電が開始されたところですが、運転当初からＲＤＦ貯蔵槽で異常発熱などのトラブルが相次ぎ、平成１５年８月１９日には、２名の死者及び１名の負傷者を出す大惨事を引き起こしております。

当委員会におきまして、これらＲＤＦ焼却・発電事業の一連の問題につきまして、特に議論のありました事項を申し述べます。

第１点は、当事業の決算についてであります。

この事業の決算は、事業収益１７億５５１万円余、事業費用は２２億７３９２万円余となり、５億６８４１万円余の損失が生じております。

これは、１つ、ＲＤＦ貯蔵槽の爆発事故で運転を停止したことにより、稼働率が４０％にとどまり、売電収入が当初予算と比べて２億７３７０万円余の減収となったこと、２つ、運転停止に伴う市町村のごみ処理経費の補償費等が大きく影響しております。責任の所在が不明確なまま、トラブルの初期段階で適切な対応が行われず爆発事故を起こし、結果的にこのような損失を生じさせたことは極めて遺憾であります。

第２点は、ＲＤＦ焼却・発電事業における政策目標の達成度についてであります。

電気事業における４つの政策目標のうち、ＲＤＦ焼却・発電事業については、未利用エネルギーの開発促進であり、その成果指標は、ＲＤＦ発電によるＣＯ２の削減量の維持となっております。

これは、ＣＯ２が比較的多く発生する火力発電にかわって発電するという意味でありますが、既に述べましたとおり、発電所の稼働率が４０％にとどまったこともあり、成果指標の達成率は約５０％と極めて低調であります。これでは、予算執行に見合う行政効果が上が

っていないと言わざるを得ません。一般廃棄物の適正処理と未利用エネルギーの有効利用により、資源循環型社会の構築を目指す施設として建設された発電所が、稼働率も低く、県民の信頼を損ない、不安を与える結果になりましたことは、極めて遺憾であります。

以上のことから、認定第３号については認定しないものと決定いたしました。

今後は、以下の３点に十分留意し、事業を進められることを要望いたします。

１つ、２名の尊い命が失われたことを十分肝に銘じ、責任の所在を明確にし、管理運営体制の一層の強化を図るとともに、常に安全性、安定性の確立に努めること。

２つ、これらの情報を、県民の理解が得られるようわかりやすく提供すること。

３つ、管理運営業務における受託事業者との役割分担や人員の適正配置を踏まえた上で、将来の経営見通しを十分検討すること。

○平成１６年第４回定例会 委員長報告（平成１６年１２月１７日）

（西場信行予算決算特別委員長）

なお、この際、県土整備企業分科会において特に議論のありました事項について申し述べます。

平成１６年度三重県電気事業会計補正予算における新たなＲＤＦ貯蔵施設の整備については、今後の貯蔵施設を設計施工するに当たっては、前回のプロポーザルによる整備方法を十分に反省するとともに、今まで県議会から受けた指摘事項も踏まえ、関係法令や関係省庁の基準に基づき、十分な安全対策が講じられるよう努めることを要望いたします。

（西場信行予算決算特別委員長）

ＲＤＦ焼却発電施設建設事業については、環境森林部が企業庁へ事業委託して実施しているところであり、平成１５年度は９億８０３３万円余支出しているところありますが、ＲＤＦ貯蔵槽において爆発事故が発生し、消防士２名の尊い生命が奪われました。ＲＤＦ化構想を推進してきた主体として、また、事業を企業庁に委託している委託者として、事業の進捗状況についての確に把握するとともに、事業が円滑に管理運営されるよう指導すべき責任があるものと考えます。

当局におかれては、これらの責任を自覚され、安全性の確立を初め、施設の管理運営等について、委託先の企業庁と綿密に連携を図り、必要な指導を行うなど厳正な対応を図られるよう強く要望します。

○平成１７年第３回定例会（一般質問：平成１７年１０月５日）

（森本繁史議員）

それでは、通告に従って質問を続けてまいりたいと思いますけれども、2年前の8月19日に桑名にありますRDF発電所の貯蔵タンクが爆発をして、そして2名の消防士の方が亡くなるというような痛ましい事故がございました。このことについて、知事以下、非常に大変いろんな形の中で御尽力いただいて現在に至っているわけですが、野呂知事以下、前副知事、前出納長、そして前企業庁長については、責任をとって給与の一部返還という行為もされております。このプロジェクトの一番の立て役者であった北川知事におかれては、謝罪があったとか給与の返還があったとか、そういうお話がないようでございますけれども、私としては、ある程度の当時の責任者として何らかのアクションがあってもいいのではないかなというふうに考えさせていただいているところでございます。

野呂知事は2年半になりますけれども、この現在までも、前県政のいわゆるマイナスの遺産、負の遺産の処理に追われて、なかなか自分本来の施策というのがやれない。このことについては大変お気の毒だと思います。まだまだ、前県政の大きな負の遺産というのが、解決されていない遺産、例えば、ガス化溶融処理費の、いわゆる、2万円で市町村に約束してあったのを2万8000円にしたい、あるいは、さらには3万5000円まで上げていきたいという、これも市町村の御理解を得るのは非常に難しい問題ではないのかなという気がしますし、また、RDFの持ち込み料についても、3000円が6000円とも1万円とも言われておりますけれども、これもなかなか難問だろうと思います。就任当時、志摩サイバーウェイブジャパンの業績を見たときに知事もうなったほど、非常に難しい運営を迫られておったんですけれど、結局のところ、やはりこれも失敗と言うよりほかないような状況でございます。ISO問題についても然りでございます。前知事は非常に華々しくメディアに登場しましたが、後始末というのは余りやっていただかなかったような気がしますけれども、どうぞ知事におかれまして、今後とも肅々と誠実に後始末をやって、健全な三重県政を立て直していただきたいと思います。

目立つばかりがいいということではないんです。江戸時代の寺子屋の教科書の「実語教」という本がございますけれども、その巻頭の部分に「山高きが故に貴とからず、樹あるを以って貴としとする」という一番初めの寺子屋の教科書の最初の部分の文言でございますけれども、どうぞ肅々とやって、地道に木を植え、そして三重県をすばらしい山にさせていただくことをお願い申し上げまして、次に進んでいきたいと思います。

企業庁長に一言申し上げたいと思います。一昨日の大野議員も、企業庁のあり方について、やり方について苦言を呈しておりました。非常に資料を出し惜しむということを言われておりましたけど、私だけかと思ったんですけれども、やはり、いろんな面で情報の公開というのが一番遅れているような気がします。そういうふうなことも、今後とも十分注意をしながら、企業経営等もやっていきたいと思ひますし、この前も、私、議案聴取会で申し上げましたけれども、RDFの新貯蔵施設の工事の変更についても、これは完全に疑義が晴れたわけではないんです。

このことについて、桑名の消防署の指摘によって防火水槽を設置したと、追加工事等をや

ったということですが、これは事前に打ち合わせができなかったということですが、日立造船から入札する前にもう技術提案書というのが提案されて、それで、大学の先生、当てになるのか当てにならないのかは別として、そういう大学の先生方に一応見せてオーケーをさせておるんです。この時点で、やっぱり私は、2名の犠牲を出した消防署の意見も聞くのが本当ではなかったのかなというふうな気がするんです。

それと、中森議員からも質問がありました。別件発注にすべきではないかと。工事を日立造船に丸々、変更増する、1億円にも余るようなそういう金額を、簡単に日立造船にやるべきではないのかという指摘もありました。一般の建物の場合は、電気の配線工事だとか、あるいは下水管、あるいは上水道の管の配置については、これは必ず別件で発注しておるんです。これは一括発注した方が楽なんですけれども、わざわざ分割しておるんです。そういう状況にもかかわらず、今回はこれを一括して契約の内容に組み入れておる。

ここで私が疑問を呈するのは、1億円にも余るような変更をぼんと入札行為もしないで増やすということについて非常に疑問を感じるんですけれども、そのほかに、一つの根拠は、この日立造船という会社は、かの有名な日本道路公団の談合事件で、今、今年の5月22日から来月の21日まで指名停止になっておるんです。だから、もし例えばあなたが分割発注したら、当然日立造船がこの入札に参加できないんです。企業庁長の人柄も知っておるし、決してそういうふうな不正なことをするとは私は思いません。思いませんけれども、県民の疑惑というのは、やっぱりそういうことの中で疑惑というのは生じてくるので、そこも含めて、今後、こういう問題は委員会の中で処理していただければいいので、私は企業庁長に答弁は求めませんけれども、そういう事実に関しても謙虚に反省して今後の対応というのをやっていただきたいと思ひます。

それと、いろんな機会の中で企業庁長は言われるんですが、原因の究明というのは、警察の捜査中だから原因究明しないんだということですが、やっぱり我々技術者というのは技術者魂というのがあります。真相を、真理を究明しようじゃないかというのが、これが技術者魂だろうと思ひます。だから、警察の捜査中だからということでやらない、究明をしないのではなくて、やっぱり、謙虚に、技術論としてやっぱりこれは解明していく方向に持っていくべきではないかと思ひます。

トータルすると、いろんな話を聞いておる中で、企業庁の技術職員の倫理観、これが非常に欠如しておるし、大野先生の指摘を受けるまでもなく責任感が希薄であると思ひますけれども、ここの原因調査についてちょっとお答えいただきたいと思ひます。

(井藤久志企業庁長)

御質問の原因調査でございますけれども、先生のお話にもありましたように、一昨年8月に発生いたしましたRDFの貯蔵槽爆発事故につきましては、当時の責任者である企業庁のみだけではなくて、全庁的に対応するということで対応いたしました。

具体的には、事故原因の究明及びその対策に関しましては、学識経験者等で構成いたし

ます三重固形燃料発電所事故調査専門委員会を平成 15 年 8 月 19 日に設置いたしまして、その後、調査検討をお願いしておりました。

その後、15 年 11 月 22 日にこの調査委員会の方から最終報告が知事に対して提出されまして、この報告書におきましては、RDF 貯蔵槽におけます発熱、発火、爆発に至るメカニズムについてはおおむね明らかにされておりますけれども、爆発の直接の原因である火種の特定までは明らかにすることができなかったという報告でございます。

企業庁といたしましては、この最終報告がなされた後におきまして、実験室レベルでの調査検討につきましては、この調査専門員会で既にもう相当議論がなされて実施されておるということもございました。また、警察の方でも鑑定がなされるという報道がございました。そのようなことも含めまして、独自の調査を行うには、企業庁としては限界があるのかなというふうに考えまして、企業庁独自の調査につきましては、その後は行っていないという状況でございます。

（森本繁史議員）

調査を行ったということについては承知しております。承知しておりますけれども、ある程度の原因者というものも断定すべきだろうと思います。それなりの根拠があればできるだろうと思うんです。これは、これから述べますけれども、いわゆる富士電機が悪いなら悪いというきちとした毅然とした結論というのをやっぱり出していくべきではないのかなというふうに私は考えております。

それでは、ちょっと時間がないのではしよりますけれども、今回 RDF の発電の再開に当たって、発電を行うために、高温高压の蒸気を発生させなきゃならないんですけど、その蒸気を発生させる 2 次過熱器は、800 度に熱した珪砂、砂と、そして、その 2 次過熱器との摩擦によって、当初は 3 年間は交換不要ということであつたんですけども、7 カ月しかもたなかった。これが、私は問題だろうと思います。3 年が 7 カ月しかもたない。2 年くらいならまだしも 1 年ももたないというのは問題だろうと思います。

企業庁長にお尋ねしますけれども、賞味期限というのを御存じでしょう。賞味期限というのは、豆腐が大体おいしくいただけるのはこの日にちぐらいまでです、饅頭だったらこのぐらいまでもちますということが、そういうのが書いてあるのが賞味期限です。ですから、賞味期限を切れたからといって食べられないというものじゃないんです。おいしく食べるならそれですけども、それを切れたからといってしばらくの間はおいしく食べれるし、そして、物によっては 1 年も食べられるものもあります。

私のことも、人によっては、森本さんはちょっと賞味期限が切れておるんじゃないかという人もおりますけれども、私はそうじゃない。私は人間味も気力も非常に充実しております、今まだまだ賞味期限まではしばらく時間があるんですけども、先日質問をされた末松先生だとか、あるいは稲垣先生、今日やられた北川先生、非常にすばらしい質問をされました。この先生方は、いわゆるカツオで例えるならば、「目に青葉、山ホトトギス、初鰹」の、

あの淡白なはしりのカツオであって、私などは、金華山沖でたらふくえさを食って戻ってきた戻りカツオの類の、今が旬の戻りカツオだと思っておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、これはちょっと余談になりましたけれども、そういうふうにして、今回の 2 次過熱器は 3 年の賞味期間があるとしたのが、わずか 7 カ月で、カビが生えて食えなくなったような饅頭のような、そういうものではないかということを私は言いたいんです。この 2 次過熱器は 850 度というような熱い砂と 400 度を超えるような蒸気がこの中を通っておるんです。そして、だんだん薄れていったときに、万が一パイプが破裂したときにまた前回のような大惨事が起こるのではないかと思いますけれども、私はこういうふうなものを納入した富士電機に対してはもう少し毅然とした態度で臨むべきだと思いますけれども、その点についてはどうですか。

（井藤久志企業庁長）

御指摘のとおり、2 次過熱器の 2 号ボイラーにつきましては、7 カ月程度で今年の 4 月に交換をいたしました。

当初、2 次過熱器につきましては、富士電機の技術提案におきまして、3 年ぐらいはもつというふうに予測されていたものですが、これより短い周期で交換が必要になったということで、私どもも非常に遺憾に思っておりまして、富士電機システムズに対しまして、その原因を早急に調査した上で対応を考えるということを毅然と指導しております。

また、私どもの方の安全管理会議の技術部会におきましても、この減肉に対しまして、学識者の指導助言をいただいておりますところでございまして、これらも踏まえまして、富士電機システムズに対しまして、発電所の安全な管理を徹底するように再度指導していきたいというふうに考えております。

（森本繁史議員）

専門家というのが、私は、先ほども申しましたように、この安全器を納入するときの専門家の相談もあるし、それから、第 2 次過熱器の調圧水槽のときの専門家でしょう、それも大学の先生がいる、この 2 次過熱器についても専門家に相談したと言うけれども、これは本当に伯仲した議論がなされたのかということには疑義を感じます。

企業庁長は簡単に原因を究明するとかしないとかということだけど、これは非常に大きな問題が含まれておると思うんです。この薄くなった、減肉が急に進んだという原因は、富士電機が、粗い砂で運転していたのを、いわゆる熱効率を上げるために、細い砂に、小さい細かい砂にしたんです。そのことによって減肉が、どんどんどんどん減っていったんです。こういうものは、工場で、納入する前に、機械として据えつける前に工場で実験すべき話でしょう。運転をしながらそういう実験をする、しかもそういうような減肉で 3 年が 7 カ月しかならないような、そういうふうな実験を本運転でやらすということは、地元の人に対しても非常に不信感を生むんじゃないかと思うんですけれども、そこらはどうです

か。

（井藤久志企業庁長）

砂の量とか砂の大きさとか、いろんな条件によってその減肉が変わってくるということで、その辺につきましても、富士電機システムズの方でもある程度は想定しておったということは聞いております。ただ、現実には動かしてみたところ、予定よりもかなり短く減肉していくということでございます。

減肉の原因が、この2次過熱器のところに腐食性物質もつくというところで、そういう化学的な腐食の関係と、今先生がおっしゃいました流動砂によります物理的な磨耗による減肉と、この二つを考えておりますので、その辺につきましても、さらにもう少し調査研究した上で対応していきたいというふうに思っております。

○平成17年第3回定例会 委員長報告（平成17年10月19日）

（杉之内昭二予算決算特別委員長）

電気事業については、総収益が31億900万円に対し、総費用は36億5200万円で、前年度に比べて損益は2億100万円悪化し、5億4400万円の純損失となっています。この純損失発生の主な要因は、平成15年8月の三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の影響及び平成16年9月の台風21号に伴う豪雨により被災した水力発電所の発電停止による減収等によるものであります。特に、平成16年度のRDF焼却・発電事業においては、5億8800万円の損失が発生しています。

なお、この決算額には、RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確になっていないことから、事故に伴う損害額等が負担割合に応じて反映された結果にはなっておりません。このため、今後、負担額を精算する場合には、事故原因や責任の所在を見きわめた上で、責任割合を明確にして適正に処理することはもちろんのこと、県民に対し十分に説明責任を果たしていただきたい。また、施設運用に当たっても、常に安全性、安定性の確立に努めるとともに、わかりやすい情報提供を行い、県民から十分な理解を得られるよう強く要望します。

次に、電気事業会計における他会計からの長期借入れについてであります。電気事業会計においては、附帯事業であるRDF焼却・発電事業では、市町村等のごみ処理費用に係る企業庁の当面の負担額相当分について、平成15年度に工業用水道事業会計から営業運転資金として4億3520万円の長期借入れを行ったのに引き続き、平成16年度においても補償費の財源として7730万円の長期借入れを行っています。平成15年のRDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確となっていない現在、当面の負担額相当分を明確に区分できるようにする意図でとられた会計処理でありま

すが、平成16年度末における資金残高は40億6000万円余となっており、電気事業会計全体で見れば、他会計からの借入れが必要なほど資金が不足する状況ではありません。

RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確にされ、適正な処理がなされるまでの間は、利息負担を伴う他会計からの長期借入れを行うのではなく、当面の負担額相当分を明確に区分した上で、電気事業会計内での対応を検討されることを要望します。

○平成18年第1回定例会（一般質問：平成18年3月2日）

（森本繁史議員）

それから、企業庁長に御質問しますけれども、いろいろ昨今知事が頭を下げたり、企業庁長、頭を下げたりしておるけれど、この問題については触れませんけれども、やっぱりボタンのかけ違いというのが大きいと思う。だから、上の穴には上のボタンをはめるというような、ボタンのかけ違いというものはやっぱり十分配慮してほしいし、知事や企業庁長が頭を下げなきゃならんというようなのは、やっぱりノーマルな姿勢じゃないので、そのことはひとつ前置きしておきますけれども、RDF発電所の損害賠償、損害訴訟について質問したいと思います。

2名の消防士の方が亡くなられたわけですが、このときの損害額というのが20億で、私の記憶しておるところでは、いわゆる折半約20億ずつ企業庁と企業側が負担したというふうに記憶しておる。それで、私の質問に対して企業庁長は、警察の捜査が終わってから一応こういう問題については取り組んでいきたいという返事だったんですけれど、もうこれも1月に終わったわけです。

先般、予算委員会での質問に対してもあれでしたけれども、その後の新聞報道によると、8月に訴訟の時効となるということなんですけれども、これについて、企業庁として、いわゆる相手企業庁に対して損害訴訟を起こす準備があるのか、用意があるのか、そこらについて答弁願います。

（井藤久志企業庁長）

三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽の事故につきましては、去る1月5日に刑事事件として企業庁と富士電機、それと桑名市消防本部の関係職員が一括して書類送検されました。現在、地方検察庁の捜査を見守っているところでございます。

一方、民事事件といたしましては、爆発事故等に係ります損害額約40数億円につきまして、企業庁が支払ったものをどういうふうに、今後、処理していくのか、また、企業庁以外のものが支払ったものに対してどう対応していくのかという課題が残されております。

企業庁といたしましては、刑事事件とは別に、事故に至った事実関係などにつきまして、司法の場を通じまして、県議会、あるいは県民の皆様に対しまして、しっかりと説明責任を

果たしていくということも一つの方法であるというふうに考えております。したがって、しかるべき時期に損害賠償請求を行いまして、それに応じてもらえない場合は、訴訟を提起する方向で現在考えております。いずれにしましても、今後、法律の専門家ともよく相談して対応してまいりたいというふうに考えております。

（森本繁史議員）

もう一度念を押すけれども、いわゆる相手方に請求をして応じてもらえない場合は、それはもう法律の専門家に相談しなきゃならんけれども、訴訟を起こす用意があるというふうに理解してもいいんですね。

（井藤久志企業庁長）

当然、法律の専門家と相談しますが、そういうふうな方向で考えております。

○平成 18 年第 1 回定例会 委員長報告（平成 18 年 3 月 23 日）

県土整備企業常任委員長（前田剛志君）

次に、ＲＤＦ焼却・発電事業における市町への負担についてであります。

ＲＤＦ焼却・発電事業においては、平成 28 年度までの大幅な収入不足が見込まれることから、関係市町と処理委託料の見直しについて協議を行っているところであります。市町の負担に関しては、当初、市町村に対して本事業を誘導してきた県としての責任と、本事業が主として環境施策の一環であることを念頭に置いて、県負担分を確定した上で決定すべきであると考えます。

県当局におかれては、収支見通しを誤って市町からの信頼を損なうことのないよう、十分精査の上市町との合意形成に努められるよう要望いたします。

○平成 18 年第 2 回定例会（一般質問：平成 18 年 6 月 19 日）

（岡部栄樹議員）

次に、ＲＤＦのごみ焼却施設についてお伺いをいたします。

市町の負担金の額は当初と大きく変わってきておりますが、現状の負担額でおさまるのか、場合によってはまだまだ値上げをしなければならないのか、教えていただきたいと思えます。

（井藤久志企業庁長）

ＲＤＦの負担金、処理料金の問題でございます。現在、ＲＤＦの焼却・発電事業につきましては、発電によります売電収入でこの施設を維持管理していくための必要な経費に充当

するというようになっておりまして、なお、不足する経費については、市町からＲＤＦ処理料を御負担いただくことによりまして、平成 28 年度までの収支を均衡させるということで、事業計画を策定しております。

その後、平成 15 年 8 月の旧貯蔵槽におけます爆発事故、また、その後の他県におけますトラブルを教訓に、ＲＤＦに関する新たな知見が明らかとなりました。これを踏まえまして関係法令等の改正がなされまして、それに対応するための安全対策などの経費が必要となりましたことから、施設の安全・安定運用を図りながら健全な経営を行うためにＲＤＦ処理料の引き上げについて、現在、関係市町と協議をさせていただいておるところでございます。

（岡部栄樹議員）

今、答弁をいただきました。私は金額の、かなり多額になっておると思いますが、受注者の方、そして、県の方、いろいろあると思いますが、県民にとってはかなりの金額の負担になっているかなというような気がするんです。

そして、もう少し再度お聞きしたいんですが、それがために値上げをするということになるのかということをお聞きしたんですが、今のお話によりますと、各市町と今お話をさせていただいておるということですが、それはいわゆる現状を踏まえて、これからもっともっと値上がりするかもわかりませんよという協議なのか、その辺がちょっとわかりかねたので、もう一度その辺をお答えいただきたいなど。

（野呂昭彦知事）

ＲＤＦのこれからのことでございますけれども、まず第 1 に、ＲＤＦの焼却施設につきまして、どういう経緯でこれがつくられたのか、さっき北川県政の当時のことをちょっと引き合いに出されましたけれども、平成 9 年に国の方でダイオキシン規制を非常に強めるということになったわけでございます。このためにダイオキシン対策を平成 14 年 12 月までに完了せよと、こういうことでもございました。

もちろんごみは第一義的に市町村に責任がございます。市町村では、それに対して早急にダイオキシン対策を実施しなきゃならないということになったわけでもございますけれども、しかし、新たな焼却施設をつくるということになりますと、土地の問題が出てくる。あるいは、それまでの国庫補助の対象が少し変化いたしまして、100 トン未満の小規模な焼却施設というものについては国庫補助が出ないというようなことになりまして、市町村では限られた期間でどうこれに対応していくか、苦慮しておったところでございます。

そういう中で、実は、県の方でＲＤＦ化構想というのを進めておりました。市町村にとりましては、やはり更新の必要があるということで、当時、26 市町村がございましたが、そこはスケールメリットでありますとか、あるいは高度な処理による環境リスクの低減、こういったことを図ることができる新しいごみ処理方式として県のＲＤＦ化構想に参加をするということになりまして、そういう中で、県が本来市町村が担う一般廃棄物の処理の受け皿

となるＲＤＦ焼却発電施設を建設するという事になったわけでございます。

しかし、このことが大変大きな事故を引き起こすというようなことで、大変御迷惑をおかけいたしました。したがって、こうした反省のもとで、今は安全対策に万全を期するという事で、安定した運転管理ができるように取り組んでおるところでございます。

現在、このＲＤＦの焼却発電施設というのは、14 市町、7 施設に及んでおります。これは合併した現在でありますので、合併前で言いますと、26 市町村、7 施設ということができるわけでございます。ここから出てくる可燃ごみというのは、三重県内で出てくる可燃ごみの約5分の1になるわけでございます。そのＲＤＦを受け入れておる施設でございますから、当面県にとっては必要な施設でもちろんございますし、また、重要な役割を担っておるところでございます。

（井藤久志企業庁長）

料金の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、今度の事故等を契機に法令改正がなされまして、安全対策のための経費がかなりかかっております。それともう一点、大きく、貯蔵槽がなくなりましたことによりまして効率的な発電ができないということから、売電収入が大幅に減っております。そういうことも含めまして、平成28年度までの14年間で約40億余りの欠損が出るという見込みでございますので、現在、この欠損について県の負担も一定お願いしながら、市町の方の処理料金の方についても引き上げをさせていただきたいということで、現在、協議をさせていただいております。

（岡部栄樹議員）

質問が多岐にわたっておりますので、あと、進みたいと思いますが、知事にもう一言。知事が奨励されたわけでもなし、なかなか返事が難しいと思いますが、県がいつも言ってみる費用対効果、これはマイナス200%ぐらいあると思うんですよ。だから、その費用対効果についてはどうかというのと、それから今後、このＲＤＦごみ焼却場が本当にこれ多額の金をかけていますけれども、今後、本当に知事として必要であるか、一言ひとつお願いいたします。

（野呂昭彦知事）

まず、費用対効果のことでありますけれども、これは企業庁でいろいろ出しておる必要な経費、いわゆる市町の負担ということからいきますと、ほかのいろんな方法をとった場合、あるいは他府県で同じようなことをやっておるところの費用と比べてどうかということ、私は、いわゆる県内のこのＲＤＦが特に費用対効果の面から悪いというふうには受けとめていないところでございます。

それから、今後必要かどうかということについてであります。この点は、いわゆるあれはごみを燃やして、そして、その熱を発電という形で資源化していこうという考え方でござ

います。ただ、こういう燃やしてその熱を利用するという形、いわゆるサーマルリサイクルという形が、例えばごみゼロ社会の実現に向けての施策としてそごうのかどうなのか、これは一部議論はあろうかと思えます。

しかし、例えばこういった問題で最先進国のドイツ、昨年、フライブルグへ行ってみましたが、フライブルグでは、これまで燃やさないということを基本にしていまいましたのが、昨年度から実はサーマルリサイクルということで転換をして、もう今、実施をしておるところでございます。

より現実的に考えてまいりますときに、ごみゼロを考えると、最終処分量がゼロになるためにいろいろやっていく中では、サーマルリサイクルまで否定して、それが実現できるのかどうなのかということになりますと、かなりドイツがとっておるように、現実面ではこれを否定し得ないのではないかな。私は、そういう意味ではチップ化することによって搬送も非常に楽にできる。ＲＤＦとしての強調できる長所というのは一方であると思うんです。

しかし一方で、ああいう爆発事故を起こしたためにほとんど全面否定されるに等しいような御批判もいただきましたけれど、冷静に今後安全性をきちっと確保するならば、一つの将来の選択肢としてまだ有用なものではないのかなと、こういうふう考えておるところでございます。

○平成18年第2回定例会 委員長報告（平成18年6月29日）

（水谷隆県土整備企業常任委員長）

なお、この際、本委員会において議論のありました事項について申し述べます。

三重ごみ固形燃料発電所の新たなＲＤＦ貯蔵施設においては、平成18年8月に地下式開放型ピット方式として完成が予定されております。旧ＲＤＦ貯蔵槽における爆発事故において、2名のとうい命が失われたことを十分に肝に銘じ、管理運営体制については万全を期して、施設の安全、安定運転の確保に努められるよう強く要望いたします。

○平成18年第3回定例会（代表質問：平成18年9月27日）

（三谷哲央議員）

ＲＤＦについて簡単にお伺いをしたいと思います。

ＲＤＦの処理委託料の値上げ問題、市町と県との話し合いの乖離というのはまだまだかなり大きなものがあると思います。とりわけ24年以降の見通し等もまだお示しをいただいておりますし、今後、県がごみゼロを進めていく上で、ますますＲＤＦの搬入収入等は減ってくる。維持経費、収入が減ってくるものを市町の方にそのまま転嫁していくと、このような基本的な考えは絶対ないんだということを、今日知事からぜひお伺いをしたいと思います。

(井藤久志企業庁長)

現在、関係市町と協議を進めておりますけど、議員御指摘のとおり、まだ合意には至っておりません。今後、ごみゼロを推進する中で、ごみの量も変化してまいるというふうに考えておりますけれども、この現在の不足する欠損と見込まれる数字は、市町の方からある程度の減量も見込んだ、将来の数量を見込んだことを基礎にしまして算定しております。今後さらに市町と十分協議はしていただいて、合意形成に努めたいと思います。

(三谷哲央議員)

よくわからなかったんですが、市町の意向というものを十二分に踏まえて、これはあくまでも県が主導して、当初は無料からスタートした議論であります。少なくとも発電施設等の運営経費は県が持つというのは、これは当たり前の話ですから、そのあたりのところをしっかりと踏まえた議論を市町とぜひやっていただきたいということを要望いたします。で、時間が参りましたので終わらせていただきます。

○平成 18 年第 3 回定例会（一般質問：平成 18 年 10 月 3 日）

(山本勝議員)

R D F 処理料金についてのお伺いでございます。

先般も三谷議員からも御質問がございましたが、現在、両者の話し合いは暗礁に乗り上げておりますが、論点として、平成 17 年、企業庁が試算した数字は、平成 14 年稼働以来、耐用年数を 15 年として平成 28 年までの収支を計算してみますと、42 億 8000 万円余の累積損失が予想されると説明をされております。この 42 億円余の問題が R D F 運営協議会で出され、今日まで検討をされてまいりました。42 億円余を全部対象市町が負担をすると、1 トンで 1 万 1900 円となり、現状の 3790 円からすると 3 倍余となります。桑名広域清掃事業組合では、現在 1 億円余をこの費用として払っておりますが、今日までの話し合いの中で、県が約 18 億円出すとして、残りを市町で 24 億余、1 トンに換算をして平均をすると約 8480 円となりますが、現在では初回を 6000 円程度、それから 3 年置きに上げていくというような、こんな段階的に引き上げていく方式が県より提案をされております。県は 24 億円余の内訳としては、安全対策費を中心に、安全上の人件費、新しい貯蔵施設の費用、動力費、工水費等を上げております。

そこで、市町の反論理由としては、当初は灰の処理費用ぐらいは負担をしようということでは現行料金が決まりましたが、最近は発電所の運営費用まで負担を求める提案では筋違いであり、灰の処理分の増加分ぐらいの 5058 円ぐらいなら何とか理解ができるというような、こういうような意見もございます。当面、市町の提案としては 5058 円からスタートをして、その後 3 年後に協議をしてはどうかという案も出されているやにお聞きをします。もとも

とごみの処理は市町の固有業務であり、当初は県が周辺構想を、桑名地域の周辺構想を含めてバラ色の案を提案して、ある面では桑名としては乗せられた話でもございます。ちなみに、桑名広域清掃事業組合では現在、焼却施設処理方式でやっていた場合の経費よりも多く費用がかかっているという、こういう現状もあるわけでございます。

ポールは現在県に投げられておるようにお聞きをしております。どう企業庁として解決をされようとしておるのかお伺いをいたしたいと思います。

(井藤久志企業庁長)

私からは、R D F の処理料金についてお答えさせていただきます。

R D F の処理料金につきましては、現在 1 トン当たり 3790 円で市町に御負担をいただいているところでございます。この現行料金につきましては、平成 14 年 6 月の三重県 R D F 運営協議会理事会での決議によりまして、当面、17 年度までの 3 年 4 カ月間とすると。それ以後につきましては、大幅な状況変化などがございましたら、これを考慮しつつ見直すということになっております。

一方、三重ごみ固形燃料発電所の運営につきましては、安全対策に万全を期するための職員の増員や R D F の受け入れ検査などの費用が増加する中で、また、R D F を大量貯蔵し、売電料金が高い時間帯に発電する効率的な運用ができないことによります減収などによりまして、大幅な状況変化が生じております。そこで、収支計画の見直しを私どもが実施しましたところ、現行の処理委託料のままで、事業計画の終了予定年度でございます平成 28 年度末には、約 42 億 8000 万円の累積欠損が発生する見通しとなりました。

今後も R D F の焼却・発電事業を安全、安定的に運営するためには、収支の均衡を図ることが不可欠でございまして、一定の処理委託料を引き上げることについては、運営協議会の場で御理解をいただいたところでございます。しかしながら、現時点では、県と市町との間では R D F 処理委託料の考え方に若干の隔たりがございまして、県といたしましては、R D F 化構想を推進してきたこと、また、R D F 焼却・発電施設は循環型社会形成のための基幹施設であることを踏まえまして、県の応分の費用負担や 3 年ごとに料金を見直す段階的な改定案などを示ししまして、現在、合意形成に努めているところでございます。

企業庁といたしましては、今後、事業運営の中でさらなる経営努力を行うということは大前提でございまして。R D F 焼却・発電事業を安全、安定的に継続していくためには、市町にも適正な費用の負担をしていただきたいというふうに考えております。今後、関係部局とともに、他県の事例とか R D F 以外のごみ処理方式の経費に関する資料なども提示させていただき、また、R D F 焼却・発電事業の意義も改めて説明するなどによりまして、できる限り早期に理解が得られますよう、引き続き R D F 運営協議会の場におきまして協議を進めていきたいと、そのように考えております。

○平成 18 年第 3 回定例会（一般質問：平成 18 年 10 月 5 日）

（日沖正信議員）

R D F の処理料の見直しに関して、一言だけ申し添えさせていただきたいと思います。通告はしてございませんので、要望ということにさせていただきますけれども、とにかく県の企業庁と R D F の協議会にかかわる市町が処理料金値上げをめぐる対立し、まして交渉の余地もない膠着状態という今の状況は、県民に対して全く恥ずべき現状でございます。

企業庁は予期せぬ事情の変化を含め、値上げ額の幅の理由を主張されますけれども、片や市町におかれましては、ごみを焼却して発電し、その電気を売るという画期的な魅力あるシステムだからこそ参加したのに、後になって想定以上の値上げと言われまして、簡単にのめないと憤られますのもわかります。知事もかつて松阪の市長さんをしておられた経験もお持ちでございますので、どうか市町の事情も酌み取りながら、できることなら何とか知事のトップリーダーとしての力量を発揮いただいて、どこかに糸口を見出す努力をしていただけないか、こういうことを期待し、要望をさせていただくものであります。

（野呂昭彦知事）

まず、冒頭、R D F の処理料金について御要請をされました。

一般廃棄物の処理につきましては、本来、市町が負担すべきものと考えておりますけれども、R D F につきましては、県が政策誘導してきたという観点がございます。そういう意味で、県としても必要な応援はしてまいります、市町といたしましても努力をしていただく必要があるのではないかなと思っております、そういう考え方を基本に、処理料金につきましては、今現在、協議を進めておりますので、状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○平成 18 年第 3 回定例会 委員長報告（平成 18 年 10 月 19 日）

（水谷隆県土整備企業常任委員長）

本委員会において議論のありました事項について申し上げます。

R D F 処理委託料の改定については、現在、当局において、関係市町と協議を行っているところであります。関係市町には料金の引き上げについて、一定の理解をいただいているものの、その金額については双方の提案にまだまだ開きがあります。

県当局におかれましては、関係市町に平成 14 年 6 月の R D F 運営協議会理事会での決定事項等、費用負担の基本的な考え方について説明を尽くし、信頼を損ねることなく、早急に関係市町と合意形成を図るよう要望いたします。

（永田正巳予算決算常任委員長）

公営企業会計決算について御報告申し上げます。

電気事業については、総収益が 37 億 3039 万円に対し、総費用は 45 億 2517 万円で、前年度に比べ損益は 2 億 5124 万円悪化し、7 億 9477 万円の純損失となっています。

この純損失発生の主な要因は、附帯事業である R D F 焼却・発電事業における多額の赤字により、15 年度以降電気事業会計全体で多額の損失を計上していることに加え、渇水の影響などにより電力料収入が減少したことなどによるものであります。

特に、電力料金については、今後の電力自由化の進展などにより、売電単価の低廉化が想定されるほか、附帯事業においても、R D F 処理量及び電力料収入が減少する一方で、安全対策に要する経費が増加するなど、今後も収入不足が見込まれ、健全経営が困難な状況となっています。

今後も、合併後の市町のごみ処理状況やごみゼロ社会実現プランの進捗状況などの廃棄物処理行政の動向も勘案し、適正な費用負担のあり方など、市町とも十分協議を重ね、附帯事業の運営方法について検討を行うとともに、安全の確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化を進め、住民からの信頼回復と安定的な運営による収入の確保に努められるよう要望します。

○平成 19 年第 3 回定例会 委員長報告（平成 19 年 10 月 19 日）

（末松則子環境森林農水商工常任委員長）

本委員会にて特に議論のありました事項について申し上げます。

ごみゼロ社会実現プランに関してです。

当プランにおいても掲げられている、R D F、三重ごみ固形燃料発電事業について、ごみゼロプランの進捗状況はもとより、市町のごみ処理状況などを把握するとともに、R D F 関係市町との十分な議論を重ねた上で、今後の R D F 発電事業の方向性について早急に結論を導き出されるよう要望いたします。

（西場信行予算決算常任委員長）

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

審査の過程において議論された主な事項について申し上げます。

電気事業についてであります。

電気事業については、総収益が 37 億 3336 万円に対し総費用は 36 億 3287 万円で、当年度純利益は 1 億 49 万円となり、前年度の純損失 7 億 9477 万円より収益は 8 億 9527 万円改善しています。

電気事業のうち水力発電事業については、現在策定中の三重県企業庁長期経営ビジョンで平成 21 年度末を目標に民間譲渡が検討されています。譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献への取組の継続等の譲渡条件の整理など、多くの課題があることから、関係機関と緊密に連携し、地域住民及び市町の理解と合意形成が図られるよう努めるとともに、県議会

とも十分な議論を尽くすことを強く要望します。

また、今後とも安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるようあわせて要望します。

次に、附帯事業であるＲＤＦ焼却・発電事業についてであります。ＲＤＦ処理量及び電力収入の減少、事故に伴う新たな安全対策経費の増加などから、ＲＤＦ処理料金について市町や関係機関と協議した結果、平成 18、19 年度については市町の提案に基づく処理料金で合意しています。

しかし、当該料金では平成 28 年度までに収支の均衡を図ることは困難であり、改めて健全な経営が可能な平成 20 年度以降の事業計画を早期に策定することとなっています。

その一方で、附帯事業であるＲＤＦ焼却・発電事業は、本体事業である水力発電事業が民間譲渡される場合、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、三重県企業庁長期経営ビジョンにおいては、平成 21 年度末を目標として新たな運営主体へ移管することを検討しています。これら二つの課題については一体的に検討を進める必要があるため、関係部と連携を密にし、健全な経営が可能な事業収支計画の策定並びに今後の事業運営について、市町をはじめとする関係機関と緊密に協議を進めるとともに、県議会とも十分な議論を適宜行うよう要望します。

なお、ＲＤＦ貯蔵施設の管理については、平成 19 年 4 月から 7 月までの間にメタンガス濃度の換気基準超過が 5 回発生していることや、平成 18 年度に受け入れ基準を満たさないＲＤＦが 8 件発生していることなど、管理に不適切な点が見受けられることから、関係機関と連携して原因調査等を徹底し、安全対策に万全を期すことを加えて要望します。

（討論）

（真弓俊郎議員）

私と日本共産党県議団は、認定第 3 号平成 18 年度三重県電気事業決算、この 4 件すべてに反対を表明し、その理由を述べ、討論に参加します。

3 番目の電気事業。環境の委員会でも大失敗のＲＤＦ、中には、もうこんなＲＤＦ事業はやめてまえ、このように言われた方もみえます。そして、環境の委員会では、県が全体として進めているごみゼロ運動とも正反対ではないか、このような話が出ていました。そして、突然出てきた水力発電の民営化、その行き先は案の定中部電力でした。そして、民営化になったら電力事業をもうやる意味がない、そして企業庁は、死者まで出したＲＤＦ事業運用に十分な反省もなく、ほうり出してしまおうとしています。ただで一般廃棄物を県が責任持って処理をしてやる、このように言って市町村にＲＤＦ事業に参加させてきた県の責任、企業庁の責任は今しっかり問われるべきではないでしょうか。

○平成 19 年第 4 回定例会 委員長報告（平成 19 年 12 月 20 日）

（末松則子環境森林農水商工常任委員長）

本委員会にて議論のありました事項について申し述べます。

ＲＤＦ処理委託料及びＲＤＦ焼却・発電事業に関する問題についてです。

去る 12 月 11 日、県とＲＤＦ化施設を有する 14 市町で構成するＲＤＦ運営協議会の総務運営部会が開催され、県から 14 市町に対して、1、ＲＤＦ処理委託料を来年度以降、1 トン当たり現行の 5058 円から 9420 円に値上げすること、2、平成 29 年度以降、県はＲＤＦ焼却・発電事業を行わないことなどが提案されたところです。ＲＤＦ焼却・発電事業は本来市町村の事務である一般廃棄物処理業務について、ダイオキシン対策などもあり、県が市町村に呼びかけて開始された事業であります。

関係市町にとって、ＲＤＦ処理委託料の値上げは大幅な負担増となるものであり、また、モデル事業としてのＲＤＦ焼却・発電事業が平成 28 年度限りの事業であって、耐用年数も到来するなどの理由で県がこの事業を撤退することになれば、関係市町は直ちに新たなごみ処理方法を模索、検討する必要が生じるなど重大かつ深刻な問題となりかねません。今後、県が責任を持ってＲＤＦ運営協議会の場において、県の責務、今後の方向性などについて関係市町と真摯に協議を行い、市町の財政負担の軽減や支援に努めるとともに、県議会に対しても適宜、適切な状況報告を行うよう強く要望いたします。

○平成 20 年第 1 回定例会（代表質問：平成 20 年 2 月 25 日）

（三谷哲史議員）

県と市町との関係について伺います。

ＲＤＦの問題。ちょうど議案聞き取りのあった 20 日にも、関係の広域組合の議員さんが環境森林部長を訪ね、抗議の意見書を手渡しておられますが、市町との溝の深さは、ある意味では三公費の問題以上に深いのではないかと危惧をいたします。交渉事だから最初は少々離れていても、そのうち落としどころがあると、それを探れば何とかかなと考えておられるのかもしれませんが、この問題に対する市町の不信感はそんな甘いものではないと思います。

国の方針とはいえ、県が音頭をとり、お先棒を担ぎ、この指とまれとばかりに市町に働きかけをし、最初はただと、そのような話から出発した市町の処理委託料も、気がつけば 5058 円。しかも、今度は、今までの損失は県が負担するが、モデル事業が終了する、いつからモデル事業になったかよくわかりませんが、その県が言うモデル事業が終了する平成 29 年以降、県はこの事業から手を引きます。老婆心ながら教えてあげますよと、処理委託料を 9420 円に引き上げれば収支はとんとんになりますという提案をされている。

これは、幾ら何でも乱暴過ぎるのではないかと。市町が怒るのももっともだと思います。何も一方的に市町の肩を持つわけではありませんが、ＲＤＦ事業そのものの経緯。あの悲惨事、地元桑名市はもちろん多くの関係市町や住民の方々に迷惑をかけてきた事実などを考えれ

ば、もう少しソフトランディングする枠組みを考えるべきではないかと思います。

◎RDF に関しての具体の答弁なし

○平成 20 年第 1 回定例会（議案質疑：平成 20 年 3 月 4 日）

（吉川実議員）

議案第 15 号に関する事でございます。いわゆる企業庁の RDF の持ち込み料、現在 5058 円、トン当たり。それが 9420 円に値上げをする。これはどの世界を探してみても、5000 円で動いているものがその倍近くになると。非常に RDF 焼却と発電の費用、あるいは、それによって売り上げの電気料等々を考えると、バランス的にはそういうことになるのかもわかりません。わかりませんが、これは一方的に RDF をつくっている市町というか組合に大きな負担をかけることになる。今までの経過はもう何遍も申し上げているから言いませんが、そういう荒っぽいやり方で、それを聞かなかったら、もう 29 年に県が RDF 焼却も発電も撤退しますよと、まるでおどしのようなことを巷間聞いております。そこらのところも含めましてお考えをお聞きたい。

（横山昭司企業庁長）

RDF 処理委託料についてお答えいたします。

RDF による発電事業については、県は当初、売電収入によってすべての事業経費を賄う計画でございましたけれども、電気事業法の改正に伴う電力の自由化による売電収入の減少や、ダイオキシン対策に伴う灰処理費用の増加など、環境変化により、市町に RDF 処理委託料を御負担いただくことになりました。

このような経緯から、県は、平成 17 年度末までの累積損失 10.4 億円について、全額を負担することを表明しているところです。また、昨年 12 月には、今後の健全な運営のため、県は平成 18、19 年度における損失について、その全額を負担すること、また、市町には、平成 20 年度以降、収支を均衡させるための適正な RDF 処理委託料、現在の収支試算では RDF 1 トン当たり 9420 円でございますが、御負担いただきたいこと。そして、三つ目に、平成 29 年度以降、県は RDF 焼却発電事業を行わないものとする、この 3 点を基本的な考えということでお示しをさせていただきました。

企業庁といたしましては、地方公営企業の基本原則にのっとりまして、売電収入と受益者負担としての RDF 処理委託料を必要な経費に充当することにより経営を行う必要がございます。したがって、健全経営のもとで事業を継続できるよう、市町には適正な負担 9420 円をお願いしてまいりたいと、このように思っております。企業庁も最大限の経営努力を今後とも引き続き行ってまいります。

なお、平成 20 年度予算につきましては、現在市町と協議中であることから、現行料金で

計上しております。今後、協議会の場で真摯に協議を行い、市町と早期に合意をいたしまして、補正予算を計上してまいりたいと考えております。

○平成 20 年第 1 回定例会（一般質問：平成 20 年 3 月 7 日）

（貝増吉郎議員）

RDF 事業に対する県の今後の対応についてお伺いをいたします。

RDF 焼却・発電事業については、これまでも RDF の処理料金の改正をめぐる関係市町との間で激しいやりとりが続いてきましたが、ここに来て事態は急展開し、もはやバトルと言ってもいいくらいのせめぎ合いになってきております。というのも、昨年 12 月、県が関係市町に対し今後の事業のあり方などについての提案の中の料金値上げの問題に対する事案は、先日の予算質疑の中、同僚の吉川県議が、この提案は市町に対する脅しだと言われたが、まさにそのとおり。もっと強く言えば、最後通告ともとれる内容ではないでしょうか。

既に、RDF 運営協議会構成市町をはじめ桑名広域清掃事業組合、あるいは桑名市議会など、複数の関係団体から事業撤退するという提案を撤回してほしいという、そんな旨の内容を中心とする要望が出されています。当初、ダイオキシン対策、ごみ処理の広域化の名のもとに、積極的に県は市町を政策誘導してきた経過を考えると、余りにも無責任と言えるのではないのでしょうか。モデル事業として始めたといっても、耐用年数が来るからとめす、やめす、そんな説明では、市町は当然ですが、我々県議会でも議論を生むのは当たり前と思っております。県の思惑どおりに関係方面の理解を得ようとする事自体、疑問に感じるわけでございます。

確かに、地域のごみをどう処理するかということを考え、判断し、施策を実行していくのは市町の仕事であり義務ですが、少なくとも県が事業を撤退するときには、市町が新たなシステムを構築し、円滑に、また確実に移行できるようにできる限りの支援をしていく責務があると考えますが、いかがでございましょうか。

仮に、県の言うとおり、平成 28 年度をもって県が RDF 事業から撤退するとして、市町はこれからの 10 年弱の間に新たなハード整備を含め、市町村合併で新しくなった地域同士の新たな枠組みの中でのごみ処理システムを構築しなければならない。このことは、それぞれの市町の事情や立場が異なる中で膨大な時間とお金がかかる事業であり、約 10 年という時間ではとても満足いくものではありません。ごみ処理は、日々暮らしの中に密接にかかわる大切な行政サービスです。県と市町の連携不足で地域住民の生活に混乱を来すことにならないように、県が事業を撤退するならば、今後の道筋をつけてあげるのが県の大きな責務ではないでしょうか。

こうしたことから、まず、RDF のこの事業の評価をきちんと行った上で、企業庁の水力発電事業の民間譲渡後の対応も含めて、今後県の責任の中でどう取り組んでいくのか、具体的な方針を関係市町に対し早急に示すべきものだと考えます。当然、新たなシステムへの

移行に向けて、市町に対する財政的な支援や配慮も不可欠でしょう。さきの県の提案に対し、RDF運営協議会構成市町は、県は今まで同様に不足金に対する負担はすべて県で賄ってほしいと、そんな思いを訴えております。ゆえに、平成 29 年度以降のあり方については、県は市町に対してポストRDFの具体的なビジョンを示しつつ市町と協議して答えるべきではないでしょうか。

今後、市町からこうした提案がまたなされたとき、知事として真摯に受けとめる必要があると思いますが、協議に対して前向きに検討する気持ちはおありなのでしょう。県の今後の構想はいかなるものか、お伺いしたい。あわせて、市町の新たなごみ処理システムの構築に向けて、市町と県が継続的に協議していく場を新たに設けることを提案しますが、この点についても御答弁をお願いいたします。

（野呂昭彦知事）

RDF焼却・発電事業でございますけれども、この事業は、ダイオキシン対策を達成し、また、再利用や再資源化に適さない可燃性ごみを熱回収に利用し、さらに焼却灰もセメント原料として利用するということなどによりまして、最終処分量ゼロを実現するなど一定の評価ができる当面の有効なごみ処理システムの一つであると、このように考えております。

こういうことを踏まえまして、当初の事業収支計画期間でございます平成 28 年度末までは、安定的に事業を運営できるよう関係市町と経費面で協議をしてまいりました。平成 20 年度以降の処理委託料につきましては、関係市町と県とで構成をいたしますRDF運営協議会の総務運営部会におきまして協議を進めてきたところでございます。この協議の中で、今後の事業のあり方について県の考え方を示すべきとの趣旨の意見もありましたことから、昨年 12 月に、県から処理委託料と、それからあり方についてあわせて提案を行ったところでございます。

県の提案につきましては、まず、一つが、市町の負担軽減のため、既に表明していた平成 17 年度までの累積損失の県負担に加えまして、平成 18 年、19 年度の損失についても、その全額を県負担とするということ。二つ目に、平成 28 年度末まで、県が事業主体として安定的に運営していくためには、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町にも適正な負担をいただきたいということ。三つ目に、県事業としては、当初からの事業収支計画期間が終了する平成 28 年度末をもって終息させていただきたいという、この三つの県の基本的な考え方を示したところでございます。

この提案に対しまして、関係市町等やその議会、またRDF運営協議会の総務運営部会におきましても様々な意見が出されております。今後も、処理委託料の改定を前提に県の考え方を理解していただけるよう、引き続きRDF運営協議会の総務運営部会や理事会などを通じまして関係市町と十分に協議をしてまいります。なお、平成 29 年度以降の一般廃棄物の処理体制については、今、申し上げました前提の上で協議をされるべきものであると考えておるところでございます。

（貝増吉郎議員）

知事、先般の予算質疑のときでもそうでしたけども、料金に対しては私は今日は別に述べません。これは現在 i n g、進行形でございますから、私は関係市町の代弁者、代表でもございません。これは県議会議員としての責務の中でお伺いしていることでございます。ですから、そういった現場のまないたの上ののっている大変重要なことについては、当事者同士、当局と関係市町とのその場で協議をしていただきたい。だから、私は、知事に協議に前向きに対応してやっていただけるんですかと、協議に行かれるんですかと、そういった絡みでお答えを求めたわけでございますが、多少時間がありますので、私はもう少しこの分野に入らせていただきます。

今までおっしゃっているように、前の知事の時代に、三重県の場合はダイオキシン対策、そしてごみの広域化と、そういったことを含めて最終的に 26 の市町村が県の構想と一緒にやらせていただこうと、一緒に歩みましょと、そういった形で参画されたわけですが、当初は、当然この担当部局というのは、環境部と、そして事業そのものは企業庁の発電事業というのもあったと思いますが、しかし、途中から、この問題に対して広くごみ処理と、そういったことに動きを置いてこられたと。

そういった中で、一つのごみが日々の生活にどれだけ大事なものと。今も県内では津市の最終処分場の問題、あるいは伊賀の名張市における焼却場の移転問題でもなかなか前に進まない。名張市なんか、しっかりと時間もかかっていると。そういったことを考えると、知事が今おっしゃられたような、さきの関係運営協議会、市町に対する提言資料に 28 年度末をもって終息したいよと。これは一緒にやりましょといいながら、県はモデル事業が終わってからとめますよ、やめますよと。協議会はやっていくけども、その後、この協議が順番にうまく同調し、話があって初めて 29 年度以降のことも話し合っていましょと言われた。

しかし、今、県庁も財政不足、今も 14 関係市町でしたかね、7 カ所、この地域の市町も大きな財政不足になってくる。県内でも第 2、第 3 の夕張市が生まれるかわからないような、そんな不安の中で、その不安を払拭するために市町も県庁も一生懸命切れるところは切り、育てるところは育てながら選択と集中の中で予算組みをされて、我らの要望といえば、三つ、四つ、五つ、そこまでいきたいなという、そんな中でもお互いに妥協しながらその県政運営をやっている。しかし、市町はもっと厳しい中で、今、片方で 28 年までは安心ですよといながら、そこで一つ一つやってきたのに、じゃ、県が 28 年度で終わるということは、もう 10 年を切った段階。

今、津市と名張市の例を挙げたように、新しいごみ焼却場を、あるいはそういった施設をつくろうとしたとき、用地選定に環境アセス、そして、同時に金銭的な問題も大きく作用するわけでございます。二つの道を同時に処理しながら市町が歩いていくということは、大変難しい、難しいを通り越しているように思うんです。その点を私は、所管が環境森林部です

が、事業が企業庁にまたがっているため、今日はここで時間を割いて知事に質問しているわけでございます。

こういった問題に対して、日ごろは本当に口癖のように市町とは県庁最大のパートナーであると。言葉は言葉としてでも実際に体感できる市町が、あるいはこれから「美し国 三重」づくりのためにすべての 29 市町と一緒に頑張りましょうと、自立する市町を応援しますよ、県庁はと。サポート役の県庁が、28 年度で終わるから、後は、今回の問題については協議しましょうでは、私は、事が前に進まない、市町は県庁というものに対して不安が、不信がますます膨らんでくると思うんです。

だから、今日は、料金等は据え置き、そういった県が企画立案し市町を巻き込んだ事業に対する 28 年度末で終わるというその過程を、新しい提案もせずに、新しい相談にも乗らず、この問題でいつまでも時間をかけていること自体が、私は市町に対する県庁の責任を放棄しているんじゃないかなろうかと、そんなわけに思いました。いかがでございましょうか。

（野呂昭彦知事）

29 年度以降どうするかというお話を盛んに言われるわけでありますけれど、28 年度までの R D F の処理が安定的に確保されるということが前提で、その上で 29 年度以降のことが考えられることであります。したがって、まずは、現状の大きな課題である 28 年度までどう安定的に運営を確保するのか、その解決、それがまず大事な一番大きな前提であります。

廃棄物処理、特に一般廃棄物の処理については、市町において、ずっと将来も安定的に処理されなければなりません。しかし、今日まで、R D F につきましてはいろいろ過去に経緯があったとはいいいながら、しかし、非常に県の負担がいびつに大きくなる形であり、現状のようなことをやっておりますと、これはとてもじゃないけれども関係市町以外の県民全体の理解を得ることはできません。

したがって、今日の R D F の安定的な経営をまず 28 年度までに解決できるかどうか、そのことがなければ 29 年度以降についてなぜ考えられるんですか。そういう意味で、県のほうの提案についてしっかり議論を今後進めてまいりたいと、こう考えております。

（貝増吉郎議員）

知事、4 年前のこの 3 月の本会議場で、今は菰野町長になられている石原議員が、当事、この本会議場でごみゼロ社会の実現と R D F 政策について質問されております。その中で、ごみゼロと R D F 施策、ごみゼロ社会の実現と R D F 施策はどのような関係になるのかという質問に対し、時の環境部長、長谷川部長は次のように説明されておる。大事なところだけ言います。「長期的には、ごみゼロ社会実現に向けての着実な取組によりごみの減量化が進むとともに、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されれば、R D F 政策はその使命を終えるものと考えております」と。このように、県の執行部のということは、県庁のまとめた答えがここにあらわれているんです。

私は別に知事とけんかするつもりもありません。しかし、知事が、県の提案に対して R D F が、あの事業が 28 年度末まで安定供給して、安定運営できるようにと、かかわる諸問題も解決するためには値上げも仕方ないだろう、しかし、一緒に供給して運営できるようにと、そのお願いをしていると言われたけども、じゃ、何で結論が 28 年の年度末にあるか。そこが一つの大きなキーワードになっていると思うんです。おっしゃるとおり 4 年前のことで

今、一生懸命ごみゼロ作戦で、環境部が中心になって一生懸命謙虚に運動されています。しかし、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されればと。私はこれができたんでしょうかと。そして、県下全部、あるいは運営協議会の関係市町に対して説明責任がとれるものかと。こういうことやから、あとはソフトランディングできるようにこの協力を得て最後までいきたい、しかし反面、県も応援するから新しいシステムの立ち上げに一生懸命頑張ってほしいと、そういう思いが県庁としての大きな責務じゃないかなろうかと、私はこのように思うんですが、最後にもう一遍知事、いかがでございましょうか。

（野呂昭彦知事）

R D F については過去の経緯がいろいろあったということは事実であります。しかし、過去の経緯がどうであれ、その後、社会経済情勢等も含めていろんな変化が起こってくるわけがあります。行政の責任にあるものは、そういった変化というリスクをいつも抱えながら実は政策決定をしていくものであります。

そういう意味では、R D F につきましては、当初、県が当時市町村に説明しておった状況とその後の状況が違うのではないかということについてはそのとおりでありましょう。そういうことについては県としてもその責任を感じながらも、しかし、状況が変わった、その変わったことの行政のリスクは、それぞれ責任ある立場で県も、そして市町も同じようにそれを受けとめなければならない。したがって、そういう中で、まず 28 年までに県としては県民がやはり納得する形でこの R D F の安定的な運営というものを確保しなければなりません。その確保がしっかり見込めない中で 29 年度以降の議論はできるはずはありません。

○平成 20 年第 1 回定例会 委員長報告（平成 20 年 3 月 19 日）

（末松則子環境森林農水商工常任委員長）

特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、昨年の第 3 回定例会以降、本委員会において数多くの議論を重ねてきた R D F 焼却・発電事業に関してです。

R D F 焼却・発電事業に係る処理委託料の値上げに関する問題や平成 29 年度以降、県が R D F 焼却・発電事業から撤退する意思表明が行われたことについては、第 4 回定例会閉会日の委員長報告において、県が責任を持って R D F 運営協議会の場において関係市町と真

摯に協議を行うよう要望したところですが、ＲＤＦ焼却・発電事業は県が市町村に呼びかけ
て開始された事業であることを再認識した上で改めて事業の検証並びに総括を行いつつ、
ＲＤＦ運営協議会に臨まれるよう強く要望いたします。

（西場信行予算決算常任委員長）

調査の過程において特に議論のありました事項について申し述べます。

ＲＤＦ焼却・発電事業につきましては、三重ごみ固形燃料発電所が安全で安定した運転を
行うために、平成 28 年度までの事業の収支見直し等を踏まえた平成 20 年度以降の適正な
ＲＤＦ処理委託料への改定について、現在、関係市町と協議が行われているところでありま
す。ＲＤＦ処理委託料については、市町の信頼を損なうことのないよう関係部局との連携を
密にし、早期に市町との合意形成を図られるよう要望します。

○平成 20 年第 1 回定例会 委員長報告（平成 20 年 6 月 30 日）

（藤田泰樹生活文化環境森林常任委員長）

ＲＤＦ焼却・発電事業のあり方及びＲＤＦ処理委託料に関する問題についてであります。

去る 5 月 19 日、県とＲＤＦ化施設を有する 14 市町で構成するＲＤＦ運営協議会の総務
運営部会が開催されましたが、市町に対して県から提案されている 1 トン当たりのＲＤＦ
処理委託料を平成 20 年度以降値上げすること、平成 29 年度以降、県はＲＤＦ焼却・発電
事業を行わないことについて理解を求めましたが、合意に至りませんでした。

ＲＤＦ焼却・発電事業は、平成 14 年度からのモデル事業であり、県が平成 29 年度以降
撤退することを提案していることにに対し、一部の市町においてＲＤＦ焼却・発電事業を政
策的に誘導した県の責任を主張しております。

関係市町にとって、ＲＤＦ処理委託料の値上げは大幅な負担増となるものであり、県の
撤退問題が解決しない限り、委託料問題には応じられないとの発言もあり、問題解決が難
航しています。

県におかれては、県の責務を十分認識しながら、ＲＤＦ運営協議会の場において、今後
の事業のあり方や適正な処理委託料の負担について、引き続き関係市町と真摯に協議を行
うなど、慎重に対応していくことを強く要望いたします。

○平成 20 年第 2 回定例会（一般質問：平成 20 年 9 月 25 日）

（水谷隆議員）

続きまして、ＲＤＦ焼却・発電事業についてでありますけれども、三重県では御承知の
ように資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するた
めのモデル事業としてＲＤＦ焼却・発電事業を平成 14 年の 12 月から企業庁で行っており

ます。当時は、夢のごみ発電所としてその地域周辺には温水プール、住宅地、そして、ま
た工業団地誘致のすばらしい構想で、地元住民には夢みたいな話でありましたが、現実
には夢で終わったわけであります。その後、様々な問題に直面し、県、市町の多大な努力と
地域住民等関係者の理解のもと何とか事業が継続されております。5 年経過した現在も多
くの課題を抱えているわけであります。この問題につきましては 20 年の 3 月、議会で具
増議員が質問をされましたが、大変大事な問題でありますので、その後の考え方について
質問をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

まず、処理委託料の改定と今後のあり方に関する県の方針の確認であります。平成 19
年 12 月 11 日のＲＤＦ運営協議会総務運営部会において県からＲＤＦ処理委託料の改定及
びＲＤＦ事業の今後のあり方について提案を行ったところであります。その提案について
は、料金に関して平成 18 年度と 19 年度の収支不足 3.6 億円は県が負担することとし、平
成 20 年度以降の料金を、現行の 5058 円から 9420 円に値上げするという内容でありまし
た。

この提案に対して、その後、関係市町や市町の議会から、現行料金の据え置き及び県の
事業撤退表明の撤回が要望として出されるなど、大きな反発があり、県は平成 20 年 7 月
24 日に総務運営部会を開催して、県の譲歩案として、1 点は、平成 20 年度から平成 28 年
度の収支不足見込額約 19 億円を県と市町で折半することとして、平成 28 年度までの料金
を決定すること、2 点目は、平成 29 年度以降のあり方については、協議会にあり方検討
作業部会を設置し、おおむね平成 21 年度末を目途とし一定の方向性を得るよう、今後、
様々な課題、事業計画期間を何年程度延長するのか、平成 29 年度以降の各市町の処理状
況がどうなるのかなどのＲＤＦ量の問題、それから、施設の法定耐用年数経過後の継続す
るための追加投資をどうするのか、そして、現行の富士電機システムとの管理委託契約が
平成 28 年度で切れることから、その後の管理運営体制などについて市町と県で検討する
ことの 2 点を提案しておるわけでございます。

それを受けて理事会で協議が行われ、この譲歩案に対する新たな意見として、一つ目
は、平成 20 年度から 28 年度までの収支不足見込額について市町の負担はできる限り少な
くしてほしい、そして今年度の処理委託料は据え置きにしてほしい、三つ目に、さらに 29
年度以降のあり方については、県が事業主体となることも含めてという項目を加えていた
だきたい、この 3 点が提出されております。

そこで、県の方針の確認ですけれども、ＲＤＦ事業が抱えている課題、処理委託料の改
定及び今後のあり方は事業に参画する市町のごみ処理の行方を左右し、地域住民の日々
の生活に直接、多大な影響を及ぼすとともに、県の最大のパートナーである市町との信頼関
係を根本から揺るがしかねない大きな問題であり、県政の最重要課題としてこれまでも県
議会の場で幾度となく議論をされてきました。昨年 12 月 11 日の県の提案によりＲＤＦ事
業の平成 29 年度以降のあり方が議論の俎上に乗せられ、市町との協議が進められてお

り、RDF事業は今後、大きな節目を迎えようとしております。

そこで、改めて、現時点での県の方針を確認させていただきます。

まず、処理料金の改定についてであります。本年7月24日のRDF運営部会において県は譲歩案を示したが、昨年12月11日の提案以降、今回の譲歩案提示までの経緯、経過と、収支不足見込額を折半とした考え方、なぜ折半なのかなどをお聞きしたいと思います。

そして、また、RDFについて、県が市町を政策誘導した責任があり、私は、市町の負担として折半が妥当かどうか非常に疑問であります。折半について市町は納得しておるのかと。さらに、先ほど述べた3点の理事会の意見についてはどう対応するつもりなのかをお聞きしたいと思います。知事、よろしく願いをいたします。

（野呂昭彦知事）

本年3月26日に開催をいたしましたRDF運営協議会理事会におきまして、処理委託料の早期合意と事業のあり方の継続協議について確認をいたしました。そして、その後、4月以降、処理委託料改定と、それから今後の事業のあり方につきましての早期決着を目指しまして市町と協議を進めてきたところでございます。

協議の中で、県といたしましては、安全・安定運転の確保のため必要な負担をしていたきたいということ、それから、今後のあり方について市町と県が真摯に議論するためにもまず処理委託料を改定していただきたい旨の説明を行ってきたところでございました。一方、市町からは29年度以降、県が事業主体とならないということは受け入れられない、それから、財政的にも厳しく、負担をできる限り少なくしてほしいなどの意見が出されまして、平行線の状態が続いたところでございます。また、各市町の議会からも同様の御意見をいただいております。

県といたしましては、各市町やその議会からの御意見を重く受けとめまして、処理委託料の問題を早期に解決した上で平成29年度以降のあり方について議論を行う必要があると、こういうふうに判断をいたしまして、県から譲歩案を提案させていただいたわけであります。

このような両者の意見に開きがございす中、県としては双方が歩み寄る必要があると判断をいたしまして、20年度から28年度までの収支の不足見込額、約19億円でございすが、これを県と市町とで半分ずつ負担するということや、市町の厳しい財政状況を考慮いたしまして激変緩和措置をとるといふ、県としてはぎりぎりの提案を行ったところでございます。今回の譲歩案に対しまして、市町の負担はやむを得ないとの考え方も示されており、一定の御理解をいただいているものと考えております。また、29年度以降のあり方につきましても、事業継続をするためには解決すべき様々な課題がございすから、RDF運営協議会にあり方検討作業部会を設置いたしまして、県と市町が一体となって検討するというを提案いたしたところでございます。

（水谷隆議員）

どうもありがとうございます。

このRDFにつきましては、特に焼却設備と発電事業を持っている地域におきましては非常にいろいろと不満があるわけございまして、その中で、今、知事からの回答もいただきましたけれども、一応、各それぞれの理事会の意見等につきましては一定の理解を示されているというふうにお聞きしておりますけれども、ただ、この辺の問題につきまして、これから早急に解決していかなければ次に進まないというふうに思いますので、できる限り早い決定をなされていってほしいなというふうに思います。

それで、理事会などで示された収支計画というのがあるわけですが、これを3年ごとに見直していきたいと、収支の、例えば不足額というものがさらに増大したら、これはどういうふうにして対応していくのかということと、コストの削減、収入の増加のためのできるだけの施策というか、そういったものはないのかということも含めて再質問させていただきます。よろしくお願いします。

（戸神範雄企業庁長）

収支計画につきましては、現在の平成19年時点で将来予測をして積算しているものでございまして、先々のことはなかなか正確に計算できないこともございまして、一定期間ごとに実績ですとか将来予測を見まして収支計画を見直すことが必要と考えまして、3年ごとに収支計画を見直しまして、最終的に平成20年から28年度の損失を折半できるよう料金設定をしていくことが必要だと考えてございます。

そして、私どもの努力になるわけですが、一つ、収入面では、可能な限りで、電気を売る料金を高い時間帯にたくさん発電しまして多く収入を上げることが一つでございますし、また、経費面では、廃ガスの性状を悪化させない範囲で、例えば、消石灰の添加量を減らすことによって灰の発生を抑えますとか、あるいはRDFの性質や新しくつくりました貯蔵槽の稼働状況を見ながら、現在の受け入れ点検体制も見直す必要があると、そんなことをして経営的にも努力してまいりたいと思っております。

（水谷隆議員）

どうもありがとうございます。

非常に苦しい答弁でございすけれども、市町の意見というものは十分に聞いていただきたい。そして、市町の負担軽減というものに努めながら、先ほどもおっしゃったようにコスト削減というものを最大限努力していただきたいなというふうに思うわけでございます。

続きまして、RDF事業のあり方についてお伺いしたいなというふうに思います。

RDFの今後のあり方、方向性というものを決めるに当たり、まず料金問題を解決する必要があるという県の考え方については一定の理解はできます。しかし、処理委託料の議論の中で、これまでも県として政策誘導してきた責任を果たしていく必要があると言われてきましたが、まさに今、県としての責任が問われておるわけであります。

そこで、平成29年度以降のあり方について考えてみますと、県が政策誘導してきた責任を果たすということは、単に平成29年度以降RDF事業を継続するのか、しないのか、継続するとしたら、いつまでだれが運営するのかといったことを決めるだけではない。また、県が市町の求めに応じ、引き続き事業を運営していけばよいということでもないと思います。一番大切なことは、市町はRDF事業から撤退したとしても将来にわたり安全に安定的にごみ処理を継続していかなければならないことから、長期的な視点に立って今後のあり方を検討し、将来の負担も考慮し、県民にとって最も望ましい選択を行うことであります。

一方、合併により幾つかの市町は焼却とRDF化という異なるシステムを持ちながら旧市町単位でごみ処理を行っており、今後のごみ処理のあり方を模索しているのは事実であります。このように、ごみ処理の状況はRDF事業に参画している市町についても大きく異なり、ごみ政策の方向性が共有されているわけではありません。また、それぞれが住民、議会に説明責任を果たしていかなければならない。個々の市町の事情が異なり、それぞれの意向もある中で一定の方向性、結論を得るには相当の努力が必要となると思います。

このような観点から、県がリーダーシップを発揮しながら取り組むとともに、将来を見据えてどのような方法が一番よいのか、市町に的確な助言を行うとともに、必要に応じて人的、財政的な支援を行っていく必要があると考えます。また、県として市町のごみ処理に深くかかわった以上、市町がRDF事業から撤退後も、将来にわたり安全に安定的にごみ処理を継続できるようにすることが政策誘導をしてきた県の責任を果たすということでもあります。

そこで、お伺いをいたします。

まず、県が、たしか2005年、平成17年の3月に、ごみゼロ社会実現プランというものを策定し、20年間でごみゼロ社会をつくろうという施策でありましたが、知事は3月の貝増議員への答弁の中で、「RDF焼却・発電事業は、最終処分量ゼロを実現するなど一定の評価ができる当面の有効なごみ処理システムの一つである。」というふうにお答えになっております。それを考えると、なぜ28年度までなのか、無責任な気がいたします。県の考え方を再確認したいと思います。

そして、また、平成37年にごみゼロ社会が実現するとして、ゼロエミッションの達成にはRDF事業の29年度以降の継続については必要だと考えます。何が一番課題と考えるのか、どう解決していくつもりなのかをお伺いしたいと思います。

そして、市町のRDFの導入の経緯を考え、先ほども述べたように、将来にわたり安全に安定的にごみ処理が継続できるようにするため、RDFのあり方の検討を進める中で市町をどのように支援していくのか、そして、県としてどのようにごみゼロ社会を進めていくのかということについても県の姿勢を確認したいと思います。よろしくお伺いをいたします。

(野呂昭彦知事)

RDFの焼却・発電事業でございますけれども、これにつきましては、前にも議会でお尋ねがありました際にお答えいたしましたけれども、特に対応が困難でございましたダイオキシン対策、これを達成し、また、再利用とか、再資源化に適さない可燃性ごみを熱回収するということで、しかも、その熱回収した後の焼却灰もセメント原料として使用するという、最終処分量ゼロという意味ではごみゼロ社会実現と実は全く同じに評価ができるところでありまして、当面このRDF事業についても有効なごみ処理システムの一つだというふうに考えてきたところでございます。

しかしながら、この事業につきましては、モデル事業として位置づけてまいりました。そして、焼却・発電施設の法定耐用年数、これに準拠して設定をいたしました事業収支計画の期間、これは平成28年度までとなっておりますので、この計画が終了いたします期間であります28年度までは県がかかわってまいりますけれども、29年度以降につきましては関係市町と一緒に検討していきたいと考えておるところでございます。

モデル事業期間以降の29年度以降でございますけれども、29年度以降、事業主体がどこになるということにかかわらず、もしもRDF焼却・発電事業を継続していくという場合には、市町や、あるいは県に係るところの様々な課題とか問題がございます。例えば、29年度以降の場合に、事業計画期間を何年程度延長していくのかというようなこと、あるいは、その時点になってRDF化を継続する市町が果たしてどのくらいあるんだろうかというようなこと、それから、継続していくためには追加投資というのがどれくらい必要であるのか、あるいは、それをどう調達していくのか、それから、29年度以降やっていくということになりますと、その運転管理の委託先をどうするのかというような、こういう様々な課題があるわけございます。このことにつきましては、市町と県が一緒になって議論をしていくという必要があると考えておりまして、RDF運営協議会の中にあり方検討作業部会を設置させていただきたいと提案をいたしておるところでございます。

今後とも市町のごみ処理が適正かつ円滑に行われるということが何よりも重要でございますから、29年度以降のあり方につきまして市町と一緒に考えていく中で、県としても技術的な支援を行ってまいりたいと、こう思っております。それから、今後のごみ処理につきまして、県では多様な主体の御参画のもとで、ごみを出さない、ごみをなくすということに重点を置いたごみゼロ社会実現プランを進めておるところでございます。これに向けてしっかり取り組んでまいりたいと、このように思っております。

事業の運営主体として、平成 22 年度以降の安全・安定運転が確保されるよう関係機関と密に連携をし、適切に対応されることを要望します。

（討論）

（萩原量吉議員）

ただいま上程中の 17 議案に関して、私たち日本共産党は 5 議案に反対を表明し、その理由について討論を行いたいと思います。

最後に、私は、この討論を終わるに当たって、ぜひ皆さんに御理解をいただきたい。それは、私たち日本共産党は、やはり県議会、県政の歴史の中で、それぞれのところで問題を提起し、決定的な場面では、これは将来大変大きな不安を残すからといって反対をしてきました。例えば、長良川河口堰の本体工事のときにもしかり、ＲＤＦ焼却発電所のときにもしかり。長良川河口堰なんかは、百年の水の大計ですと言われました。ＲＤＦ焼却発電所のときには夢のリサイクルに共産党は反対するのと言われました。ガス化溶融炉施設、産業廃棄物処理センターの問題のときもそうでありました。まさに決定的なそういう場面で、当初は私たちは大変少数派でありました。しかしながら、その後の歴史は、私たちは予言したことが当たらないことを期待したけれども、残念ながら当たっていたということも事実ではないでしょうか。そういう意味で、私たちは今回もこういったような問題をあえて提起もし、このことを本当に論議を深めながら、私たち少数だから修正案も出すことはできませんけれども、大いに他会派の皆さん方が討論を深めていただき、また、意見も出していただきながら、このような反県民的な議案に対しては私たちは同意ができないということを、ぜひ県議会の意思として示していただくこと、このことを強く期待もし、申し上げて討論を終わりたいと思います。

（中川正美予算決算常任委員長）

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

電気事業については、平成 19 年度に策定された企業庁中期経営計画において、水力発電事業の民間譲渡とＲＤＦ焼却・発電事業の新たな運営主体への移管について、企業庁の経営の根幹にかかわる重要課題として平成 19 年度からの 4 年間の取組が示されています。

特に水力発電事業の民間譲渡に向けては、県議会からの水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に向けた提言の内容を踏まえ、課題解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるＲＤＦ焼却・発電事業は、平成 28 年度までは県が事業主体として事業を継続し、平成 29 年度以降については今後さらに検討することとされていますが、本体事業の水力発電事業が民間譲渡された場合、企業庁が実施する位置づ

○平成 20 年第 2 回定例会 委員長報告（平成 20 年 10 月 20 日）

（藤田泰樹生活文化環境森林常任委員長）

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第 3 号三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例案外 2 件につきましては、去る 10 月 3 日及び 7 日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第 3 号及び議案第 6 号につきましては賛成多数をもって原案を可決、議案第 7 号につきましては全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

第 3 に、ＲＤＦ焼却発電事業のあり方及びＲＤＦ処理委託料に関する問題についてであります。

当局におかれては、関係市町に対してＲＤＦ処理委託料については、平成 20 年度から平成 28 年度までの収支不足見込額を県と市町で半分ずつ負担することとし、平成 21 年度から毎年度段階的に引き上げ、平成 28 年度に収支が均衡する処理委託料を市町からいただくことを提案されております。また、収支計画については、平成 20 年度以降 3 年度ごとに見直すこともあわせて提案されております。

ＲＤＦの適正な処理委託料の負担については、県の責務を十分に認識しながら、引き続き関係市町と真摯に協議を行う必要があります。市町にとって大きな問題でもある平成 29 年度以降のあり方についても、当局におかれては、提示されたとおり、県が事業主体になることも含め、関係市町と検討され、早い段階で方向性を得るよう努められることを強く要望いたします。

（前野和美県土整備企業常任委員長）

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第 11 号工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）松阪浄化センター 2 系 1 池水処理設備（機械）工事）につきましては、去る 10 月 8 日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

水力発電事業の民間譲渡については、県議会からの水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に向けた提言の内容を踏まえ、関係部局とも連携し、諸課題解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても安全確保と管理に万全に期し、安定的な運転に努められるよう要望します。

水力発電事業の附帯事業であるＲＤＦ焼却・発電事業は、本体事業の水力発電事業が民間譲渡された場合、企業庁が実施する位置づけがなくなることから、平成 22 年度以降の新たな運営主体について、関係部局において検討がなされているところでございます。

けがなくなることから、平成 22 年度以降の新たな運営主体について、関係部局において検討がなされているところです。移管の際には、円滑に事業が継続されるよう関係機関と密に連携し、県民や市町の理解と合意形成が図られるよう努めるとともに、県議会とも十分な議論を尽くされるよう要望します。

（討論）

（真弓俊郎議員）

この認定に対する反対の討論を行いたいと思います。

ほか、企業庁の水道、工水、電気についても、特に電気は、先ほども委員長報告でありましたけども、ＲＤＦのこの発端、市や町や村に、おまへのところではとても無理やから県が率先してやってやるのやというふうに恩着せがましくやってきて、もう 28 年度以降は知らんよと。そういう検証も何もせずにこの電気事業の決算は済まされるべきではないと考えます。

○平成 21 年第 1 回定例会（一般質問：平成 21 年 2 月 24 日）

（森本繁史議員）

それと、この譲渡に当たって少し、答弁は要らんけれども、重要な問題として考えておいてもらいたいのは、企業庁は内部留保金というのを 40 億ぐらいかつては持っておった。今、20 億か 30 億ぐらいあるだろうと思うけれどもね。この金でＲＤＦの赤字を補っていったんだけど、水力発電を売ってしまうと、水力発電の会計が、ＲＤＦの赤字分を支払う財源がなくなってしまう。こういうところについても、どうするんだということよりも、これらについても十分詰めていかなきゃならん。

○平成 21 年第 1 回定例会（一般質問：平成 21 年 6 月 9 日）

（舟橋裕幸議員）

まず、ＲＤＦ焼却発電事業についてお尋ねをいたします。

平成 22 年度以降のＲＤＦ焼却発電事業の運営主体の検討は、平成 19 年 2 月 14 日に知事が企業庁のあり方に関する基本的方針を公表し、ＲＤＦ焼却発電事業は本体事業の水力発電事業を民間譲渡する場合は企業庁で実施する位置づけがなくなることから、関係市町と事業の運営方法について協議を行うものとするしました。こうした中、水力発電事業の民間譲渡については、県が平成 21 年 3 月 30 日に平成 22 年度末を目標に譲渡するとの確認書を中部電力と締結しました。

従来の水力発電事業は中部電力と平成 21 年度末までの長期契約を前提とした地方公営企業法上の電気事業に該当し、これを当然適用と言うそうであります。しかし、平成 22

年度、単年度では長期契約とならず、当然適用に該当しないことになり、県は独自に条例で地方公営企業法任意適用事業としなければならなくなると伺っています。その結果、ＲＤＦ焼却発電事業は現在水力発電事業の附帯事業となっていますが、水力発電事業が 22 年度から任意適用となった場合、附帯事業としての位置づけができないと伺っています。つまり、県は平成 22 年度以降、ＲＤＦ焼却発電事業を単独で任意適用事業と位置づけ事業を継続するのか、県の環境政策として特別会計などで処理するのか、県における明確な位置づけを本年度中に決定しなければなりません。

ＲＤＦ焼却発電事業は、環境政策に端を発した事業であるにもかかわらず、当初から環境政策なのか、発電事業なのかの議論があり、現在、環境森林部における政策上の位置づけはありません。環境森林部主担当の施策 411、廃棄物対策の推進の目指す姿に、どうしても処理しなければならない廃棄物処理に必要な受け皿が確保され、また、多様な主体との連携による取組により廃棄物が適正に処理されていますとありますが、県の取組方向や基本事業にはＲＤＦ事業についての記述が一切ありません。

一方、政策部主担当の施策 443、エネルギー対策の推進には、県の取組方向の中にごみ固形燃料発電所については引き続きＲＤＦに対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転に努めるとあります。本来であればＲＤＦは一般廃棄物対策であり、発電事業は附帯設備のはずが施策上は主客が転倒していると言わざるを得ません。

また、地方公営企業法では、強く企業の独立採算性が求められている中で、ＲＤＦ事業は地元地域、関係市町への配慮や政策上の理由から適正な料金設定ができず、平成 28 年度までの事業期間においても収支不足が見込まれ、健全経営は困難な状況であります。つまり、赤字が明白な事業を企業経営させるのはおかしいと言わざるを得ません。

加えて、当事業は、市町から見ると、窓口が企業庁や環境森林部など複数にわたっており、責任の所在や業務の窓口が不明確となっています。そこで、平成 28 年度まで県が責任を持って運営しなければならないＲＤＦ焼却発電事業を政策推進上、事業運営上、どのように位置づけするおつもりか、知事にお伺いをいたします。私自身はこの際廃棄物行政の事業として位置づけ、主担当を環境森林部に一本化し、具体的な管理運営は今までノウハウを持つ企業庁に委託すべきと考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

続いて、この際、中部電力へ水力発電事業を民間譲渡する際の譲渡金額積算の基本的考え方を伺います。

現在、企業庁が固定資産の整理中ではありますが、恐らくは 150 億円程度になるのではないかと推察されます。企業債は 50 億円程度あり、また、地域貢献に対する費用も今後発生することでありましょう。中部電力への譲渡金額を設定する際、県はこれらの要素をどのように考慮して設定されるつもりか、お伺いをいたします。

（野呂昭彦知事）

さて、RDFについての御質問でございますけれども、RDFの焼却発電事業につきましては、ごみを燃料として利用することによりまして、従来の単に燃やして埋めるという処理から資源循環型の処理へ転換するという事を目的といたしまして、市町との連携のもとで取り組んできたところでございます。

RDF焼却発電事業は、これまで、御指摘がありましたように水力発電事業の附帯事業として実施をしてきたところでございますけれども、水力発電事業が民間に譲渡されます場合には、附帯事業として位置づけができなくなるということから、県といたしまして、この21年度中にこのことについて決定をしていく必要がございますので、平成19年度から環境森林部と企業庁に政策部、総務部も加えまして、庁内での検討を進めてきておるところでございます。

平成22年度以降、このRDF焼却発電事業をどう運営していくかということですが、平成15年、大変あのような不幸な事故がございました。しかし、その事故以来は安全で安定した運転管理の確保とか、あるいは効率的な事業運営に取り組んでまいっております、さらには、地元の住民の方々にも御理解を深めていただきながら信頼関係を今日まで築いてきていると。こういう観点から、企業庁が引き続き地方公営企業法の任意適用事業として実施することが望ましいのではないかと考えておりますけれども、そのためには企業庁で運営するための様々な課題を解決していく必要がございます。

RDF焼却発電事業につきましては、サーマルリサイクルのエネルギー施策と、そして、ごみ処理という環境施策、この二つの側面を持つものと考えておりますので、今後も環境森林部と企業庁がより連携を密にすることによりまして一体となって進めてまいりたいと、こう思っております。

水力発電事業の譲渡価格についてのお話がありました。水力発電事業の民間譲渡につきましては、すべての発電所の継続、また、地域貢献の取組の継続とあわせまして、適正な譲渡価格の設定を譲渡条件としておるところであります。このことを踏まえまして、譲渡交渉先でございます中部電力株式会社とは平成21年3月30日付で三重県企業庁水力発電事業の譲渡成就に関する確認書を締結したところでございまして、その中で譲渡成就の対象資産、そして、価格を決定しまして別途書面により定めるものとしておるところでございます。

この譲渡価格の協議に当たりましては、資産、あるいは収益性の観点、また、他県での譲渡事例など、様々な要素を検討していく必要がございますが、具体的な譲渡価格につきましては、中部電力株式会社との交渉を経て双方が対外的に説明責任を果たし、公平性、透明性を担保できるという適切な譲渡価格に定まってくるものと、こう考えておるところでございます。

(舟橋裕幸議員)

RDFのエネルギーと環境という二面性については十分わかっておるつもりでございます。私の質問は、どちらが主なのということが聞きたかったし、本来環境施策としてやっていかなければならないというふうに思っていることを申し上げました。

RDFについて、過去を少しひもといてみますと、先ほどお話がありましたように、発端はダイオキシンから始まっていると思うんです。これは、田川県政の時代にいわゆる小さな市町のダイオキシン対策として議論が始まりました。そして、具体的には北川知事になって、平成9年から13年までのくにづくり宣言第一次実施計画では廃棄物施策として位置づけして、RDF化構想の推進という事業名であります。エネルギー施策においては、地球に優しいエネルギー対策の推進事業にごみの持つエネルギーを有効に活用するため、資源循環型社会構築のモデルとして建設するとうたっております。

その次の14年から16年までのくにづくり宣言第二次実施計画においても、施策321、廃棄物の適正な管理の中に位置づけして、21世紀の環境基盤整備の推進事業にごみの持つ未利用エネルギーの活用と全県的な広域処理システムの構築のためと記載がされております。エネルギー施策では、地球に優しいエネルギー対策からなぜか電力エネルギーの安定供給の項目に振りかわってはいますが。

施設が完成して野呂知事となり、不幸な爆発事故を経て、平成16年から18年までの県民しあわせプラン第一次戦略では、施策411、資源循環の推進に安全運転のみが記載され、エネルギー施策において引き続き電力エネルギーの安定供給に記載されました。第二次戦略においての位置づけは、先ほど私が申し上げたとおりであります。

もしも知事が言うように、エネルギーと環境等の二面性を持つならば、次期戦略計画に必ずRDFについて、施策411、廃棄物対策の推進にも明確に位置づけをすべきであり、それが知事の言う行政の継続性であると考えます。改めてこれまでの経過を御認識の上、御所見を伺えたらと思います。

水力発電事業の譲渡金額についてですけれども、今、一生懸命企業庁のほうで固定資産の整理に多大な労力と税金を費やしているのは伺っています。もうしばらく使えそうな機器も、これを機に前倒し更新などもされているようであります。ある面では余分な出費もしているのかなと思ったりもしますが、水力発電事業は将来においても黒字経営が見込まれ、県財政に大きく貢献する事業であります。譲渡交渉においては、県民の貴重な財産でありますので、余り廉価でたたき売ることが決していないようにしていただきたいと思ひますし、もしも合意に至らなければ県による事業継続も視野に入れるべきであると、これは知事に申し入れておきます。

(岡本道と環境森林部理事)

RDF焼却発電事業の政策的な位置づけにつきましては、ただいま御意見をいただきましたように、それぞれの時期の総合計画におきまして環境政策とエネルギー政策、この二つの政策として整理をされておりますけれども、現行の第二次戦略計画におきましては、環

境政策として明確な形で表現はされておりません。

この事業につきましては、環境政策とエネルギー政策の両面の政策面を持つということは従来と変わらないと考えておりますので、今後は安全・安心の確保ということがまず何よりも大事でございますけれども、環境政策の一つでございます市町のごみが適正に処理されるということがきちんとわかるような形で整理をしてまいりたいというふうに考えております。

（舟橋裕幸議員）

両面からしっかりとＲＤＦを運営していったほしいと思います。

○平成 21 年第 2 回定例会 委員長報告（平成 21 年 10 月 20 日）

（山本教和予算決算常任委員長）

電気事業については、総収益が 31 億 1265 万円に対し総費用は 31 億 7361 万円であり、6096 万円の純損失となり、前年度の純損失 2 億 8894 万円より収支は 2 億 2798 万円改善しています。

水力発電事業については、民間譲渡に向けて平成 21 年 3 月に締結された三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書において、地域貢献への取組や用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるＲＤＦ焼却・発電事業については、平成 22 年度以降に企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として運営する場合の法令上の整理や運営体制等についての課題を関係部局と検討して早急に解決されるとともに、効率的な事業運営に一層努められるよう要望します。

（討論）

（真弓俊郎議員）

最後に、電気事業。これも数字で見ますと、先ほど委員長報告にもあったように、経常収益は平成 19 年度から比べて 6500 万円の増となっていますが、水力発電の収益をＲＤＦ発電が食いつぶしているのが現状ではないでしょうか。ＲＤＦ発電、平成 20 年度の報告を見ますと、5 月から 6 月には 1 号ボイラーの異常のため停止、7 月はタービンがとまりました。11 月も 2 号ボイラーが 1 号ボイラーとともにとまっています。12 月には何とＲＤＦの搬入量減少で 2 号ボイラーが停止になっています。もうほとんど停止状態。このことに、今までＲＤＦ発電に三重県がかかわってきた何の理由もないことが明確にあらわさ

れているのではないのでしょうか。今後、このＲＤＦ発電の運営体制すら明らかにもならず、訴訟相手の富士電機システムズとずるずると運営を続けてきた責任は重大だと言えます。

政策総務常任委員長の先ほどの報告でも、水力発電の民間譲渡、ままたまらない、円滑に進んでいない、このことも明確におっしゃられました。この水力発電の中電への売却、県が解決すべき課題もそのままほうっておいて、新たな課題も中電から提起され、もうにっちもさっちもいかない状態に陥っています。

他方、県がほうり出そうとしている県立病院が必死でモチベーションを高め、経営を立て直そうとしています。病院事業庁の決算に比べ、この電気事業の決算、何の課題も、解決の方向すら見せていない、全くお粗末なものと言わざるを得ません。

以上が、この認定 1 号から 3 号までの私どもの反対の理由とさせていただきます。ぜひとも多くの皆さんの御賛同を得るをお願いいたしまして、私の反対討論を終わらせていただきます。

○平成 21 年第 2 回定例会（代表質問：平成 21 年 11 月 27 日）

（貝増吉郎議員）

まず、ＲＤＦ焼却発電事業について、この件についてお伺いをさせていただきます。この件については、県と関係市町があり方検討作業部会を設置して、平成 29 年度以降の事業のあり方についての検討を行っておられます。おおむね平成 21 年度末、つまり来年の 3 月 31 日までですね、これをめどとして一定の方向性を得ようと協議を進められております。現在、事業を継続する際の課題、13 項目ございます。この課題についての検討整理を行っている聞いていますが、それらの課題の中で特に大きなウエートを占めるのが将来の費用負担をどうするかということです。

費用負担については、平成 20 年 11 月のＲＤＦ運営協議会総会において、平成 28 年度までのＲＤＦ処理料金について、県と市町が合意したところであります。処理料金は当初 3790 円でスタートしたが、平成 18 年度には 5058 円となり、現在は 5584 円。これは 3 年ごとに見直すということですので、現在の試算では、来年度からは 550 円ずつ毎年値上げがあります。平成 28 年度には 9420 円になる計算です。

では、このような経過から見ていきますと、実際、平成 29 年度以降の事業を継続する場合、処理料金というのはどれだけかかるんでしょうか。平成 20 年 3 月の環境森林農水商工常任委員会において提出された資料によりますと、ＲＤＦ発電所の建設費は、総額 91 億 4500 万円かかっています。内訳は、環境森林所管部門が、焼却施設として 68 億 6200 万円、企業庁所管部門の発電施設が 22 億 8300 万円かかっています。これだけの施設の維持管理をするのですから、現時点でも相当な費用がかかっていると思われる。平成 29 年度以降事業を継続する場合、さらにＲＤＦ施設の延命化に係る費用及び修

繕費などの。今申し上げたいのは、これだけの経費がかかる中、さらに多額の経費がかかるということでしょう。しかし、一方では、後でも述べますが、収入が増える見込みがない。収入不足が一層膨らんでいくのではないのでしょうか。

このようなことから、まず最初にお伺いしますが、同時に、きのう会議が行われておりますけれども、そのあり方検討作業部会の検討状況、これについてきのうの会議の内容を含めた報告を、知事、お聞きでしたら、知事のほうからお願いいたします。

（高杉晴文企業庁長）

あり方作業部会の検討状況についてお答えいたします。

あり方検討作業部会では、今年3月までに関係市町等との意見交換を行いまして、RDF焼却発電事業を継続する際の課題といたしまして、先ほど御指摘ございましたとおり、13項目を抽出いたしました。事業期間、あるいはRDF施設の改修の必要性、あるいは経費はどうなるかといったような13項目を抽出いたしまして、4月以降、こうした課題整理に必要な資料とするために、平成29年度以降の維持管理費や改修費等につきまして調査を進めてきたところ、その調査結果がまとまりましたので、昨日開催いたしました第4回目の部会で市町に概要報告させていただいたところでございます。

その内容といたしましては、平成29年度以降も運転する場合には改修が必要でございまして、改修費は3年から5年延長する場合については5億円、10年以上延長する場合につきましては29億円を要すると推定いたしました。

また、平成29年度以降の維持管理費は、現況の維持管理の人員や点検状況から見ますと、年間13億円程度を要すると推定いたしました。

さらに、施設を撤去する際の費用が約7億円を要すると推定いたしました。

なお、また、これ以外にも運営上の主な留意点といたしまして、維持管理及び改修工事を実施する業者を確保できる準備が必要であること、また、改修中にはRDFの外部処理が必要であることなどを示したところでございます。

なお、この調査結果は、29年度以降のあり方そのものの方向性を提案するものではなく、あくまでも施設の運転管理に関する基礎的データを収集したものでございます。今後は、このデータをもとに引き続き課題の検討、整理を行いまして、平成29年度以降のあり方につきまして市町と協議を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

（貝増吉郎議員）

今数字を列挙されましたけども、これはきのうの会議で出たという報告も各方面からいただきました。しかし、私は、これはまだ一つの、1団体から、委託された先からの調査の資料だけであって、額を改めて言うつもりもございませんけども、大変な費用がかかるということは、これは間違いない。しかし、問題は、私は、ワーキンググループで一生懸

命会議をされている状況の中ですから、あるいはこれらの個人的見解は言えないですけども、実際こういったたたき台として出た数字に対して、大変莫大な数字をだれが負担するかということを改めて聞きたいんですね。今までの計画からいったら、市町としては、当然県庁さんが声をかけてやったやつやから、県庁さん、頼むよと。そういった市町の気持ちも十二分に推察できますし、しかし、片方、先ほど来質疑させていただいたように、県の財政も非常に厳しい状況であって、実際にどのような解決方法があるのか、また、県がどのように対処するつもりなのか、これはゆっくりとお伺いしたいと思って今日聞いているわけです。平成29年度以降も県がこのまま事業を続けるというなら、当然安心して、私どもの自宅から出るいっばいの家庭ごみは適正に処理をされるということは間違いございません。しかし、県がもしこの事業から、モデル事業であるからもう撤退したいということになれば、市町だけで事業を継続するのか、あるいは市町もRDFからこの機会に撤退し、新たなごみ焼却場施設をつくり、そこでごみを処理するのか。このどっちかしかないと思うんです。県と市町が共同で事業を運営するという選択肢もありますが、これは当事者同士が合意しない限り続かない。しかし、いずれにしろ、何らかの決断を行い、必要な準備をしなければならないことは確かです。そして、準備のための時間は、当然大きな時間、長い時間帯が必要であります。新たなごみ処理施設をつくるにしても、もう本当にタイムリミットが過ぎているとまでは言いがたいですが、タイムリミットが来ているのではないのでしょうか。

しかしその一方、関係市町の中には、市町村合併等により、現在RDFと焼却の二つの方法でごみ処理を行っている地区もございます。こんな事情から、中には、RDFから撤退し、真剣に模索しているところもあるとの話も仄聞しております。そうなりますと、RDF量は減少し、売電収入も料金収入も減り、ますます事業の運営が苦しくなり、残された市町の負担が増大するのではないのでしょうか。

こうしたいろんな状況を考えたとき、平成29年度以降、RDF事業をどうしていくのか、方向性をやっぱりできるだけ早く打ち出すことが不可欠ではないのでしょうか。もちろん、さっきも述べたように、当然関係市町の合意がなければならないが、県として早期の取りまとめを、そのための努力は惜しんではならないと思っております。

こういったことから、3点に絞り込み、質問をまとめます。

まず、平成29年度以降事業を継続する場合、料金が現在予定されている9420円、これでは収支不足が生じると思われますので、その収支不足分については、全部とは言わないですけども、県が負担するつもりはあるのか。

2番目に、遅くとも今年度末までには方向性を取りまとめる必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、また、取りまとめに向けた決意を聞かせていただきたい。

3点目として、現時点では、平成28年度、この時点での廃止は困難だと考えています。事業の終了時期を明確にし、市町が新たなごみ処理方式に計画的に移行することを前

提とした上で、平成 29 年度以降も数年間は県が事業主体となり事業を継続することを提案しますが、いかがでしょうか。

以上 3 項目、よろしくお願いします。

（野呂昭彦知事）

まず、29 年度以降の焼却事業、延長する場合には、その費用を県が負担すべきではないかということでございますけれども、昨年 11 月に開催をいたしました R D F 運営協議会総会におきまして、市町からも事業継続に強い意向を示したこともありまして、県が事業主体となることも含めて市町と県とで検討するということにしたところでございまして、そこで、関係市町と県とで構成をします R D F 運営協議会にあり方検討作業部会を設置しまして検討しておるところでございます。

この検討部会の課題としては、事業計画期間を何年程度延長するのかとか、それから、R D F を継続する市町がどれぐらいあるのか、事業期間途中で離脱する場合のルールの設定、これらにつきまして検討することにしておるところでございます。

平成 29 年度以降のあり方につきましては、一定期間この検討には必要でございますが、市町、県の共通認識としては、21 年度末には市町も入った作業部会の中で事業期間とか参加団体など一定の方向性を決めたいと、こういうふう考えておるところでございます。

先ほど企業庁長がお答えしました、そのための調査報告が今回出されたところでございますけれども、これにつきましても、市町から調査内容の検証を行うべきとの意見がございますので、今後、市町とともに調査結果につきましては検証いたしまして、29 年度以降の経費等について検討をしてまいりたいと、こう考えております。

それから、29 年度以降につきまして、市町によりましては新たな処理方式への移行ということも今後検討材料の一つになる可能性はございますが、現在、あり方検討作業部会におきまして、R D F 焼却発電事業をどのように継続していくかについて検討されているところでございますから、先ほども申し上げましたが、平成 21 年度末には、事業期間とか、あるいは参加団体など一定の方向性を決めることにしておるところでございます。県としては、市町の一般廃棄物処理が滞ることのないように、できるだけ早く事業全体の方向性というものを市町とともに決定をしていきたいと考えておるところでございます。

（貝増吉郎議員）

この間、桑名広域の現場と、そして、R D F の現場に 2 回お邪魔したとき、1 回目はちょうど 19 日で、事故に遭った方々の祥月命日で、モニュメントの今度の移設の問題もそのとき行っておりましたし、大変大きな節目、節目にお邪魔しているんだなという認識もありますけれども、やっぱりそれ以上に、行政として、私は、知事が今説明されましたけれども、あるいは企業庁長、冒頭説明がありましたけれども、ワーキンググループでも、4 回

目と言いましたが、3 月、4 月に行われてからきのうまで開かれていなかったと。それは、資料も委託しているから、それが上がるまでと言ったらそれまでなんですけど、しかし、大事な問題は、この半年間も会議が行われていなかったと。13 項目の資料は、お互いに認識してこの 13 の項目について会議を進めていきましょう、そして検討を進めていきましょう、市町が合意できるようにしていきましょう、そういうことをしてあったにもかかわらず、私は、それだけの回数が少なかったのは、環境部長、いかがでございますか。

（岡本道と環境森林部理事）

今おっしゃったように、回数はそれぞれの段階ごとに検討する事項で検討しております。その間に、13 項目の課題ということで今検討しておりますけれども、当初は 7 項目の課題ということで検討をはじめました、第 1 回からですね。7 項目で検討する中で、やはり市町の立場から、もう少し細かいことも検討すべき課題があるのではないかということで、さらに 5 項目ほど追加されたわけでございます、今までそういう、何といいますか、事業全体を進めるという方向で何を検討すべきかということを検討しておりました。その中でやはり一番大きいのは、今後、施設に要する経費がどんなものか。やっぱりそこが出ないと、なかなかさらにもう一歩進めないという事情もございまして、今回、昨日、そこも含めて検討を始めたということでございます。

○平成 21 年第 2 回定例会 委員長報告（平成 21 年 12 月 18 日）

（水谷隆生活文化環境森林常任委員長）

次に、R D F 焼却発電事業についてであります。

関係市町と県で構成する三重県 R D F 運営協議会の作業部会に平成 29 年度以降の施設の改修費、維持管理費等について、委託調査結果の報告がなされ、具体的な費用の推計が出されました。この調査結果は、今後関係市町と議論を進めるに当たっての重要な資料となります。

当局におかれては、市町とともに調査結果の検証を行うことで関係市町において的確な判断材料が提供され、十分な検討が可能となるよう要望いたします。

また、今年度末に平成 29 年度以降の運転継続期間及び参加団体など一定の方向性を決めるに当たっては、関係市町の主体的な意思決定を十分に尊重されるよう要望いたします。

○平成 22 年第 2 回定例会（一般質問：平成 22 年 9 月 27 日）

（萩原量吉議員）

次の問題は、環境先進県と言われたガス化溶融炉施設、あるいはＲＤＦの焼却発電所施設、（パネルを示す）もう詳しく言う時間がありません。本当に 115 億も金をかけて、市町をだましてというか、詐欺商法ともまで言われているけれども、そして、大変な処理料金も取って、この廃棄物処理センターは住民が裁判までやって、そして、それこそ差し止め請求やっておったでしょう。これさえ皆さんは絶対にやらなきゃいかんのやということ で差し止めを決めたじゃないですか。差し止めを決めたんじゃない。それこそ裁判では差し止めは負けた。それで県はやるということになったんです。やるというふうになったら、県のほうがもう来年度やめたと言って、それこそ差し止めを県がするんでしょう。筋が通らんでしょう、住民の立場からして。桜の住民の人たちはかんかん怒っていますよ。

次、ＲＤＦ、（パネルを示す）これまたもう大変な負担であります。言うに及ばず、当初無料のはずが 9420 円まで上がっていった。富士電機と爆発を起こした損害賠償請求の裁判をやっておって、いつ果てるともわからんような裁判をやりながら富士電機へ委託契約をやっておるでしょう、いまだに。けんかしておる相手に委託契約って何ですか、これ。こういう矛盾。

今、新たな 57 億からの負担をどうするのやと。これは後始末を含めて大変なことだと。この点について知事に聞きます。責任はだれがとるのか。後始末をだれがどうするか。北川三重県前知事と呼んでほしいぐらいの気持ちですけれども、しかし、あなたもこの爆発事故の後再開を強行したその責任が問われます。責任はだれがとるのか。こんな無駄遣いを許しているのか。そのことを問いたい。

（野呂昭彦知事）

溶融処理事業とＲＤＦ焼却発電事業についてでございますが、ダイオキシン対策、あるいは循環型社会を構築するというようなことを目的といたしまして、市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。単独市町では対応が困難であったダイオキシン対策につきましては、平成 14 年 12 月までに達成することができましたし、それから、処理残渣もセメント原料や土木資材として活用するなど、資源循環面でも一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、両事業とも当初の事業見通しが甘かったと言わざるを得ない面もございます。溶融処理事業については平成 23 年度から民間委託の方向で、また、ＲＤＦ焼却発電事業につきましては一定の事業期間が経過した後に終了する方向で、市町との協議を進めているところでございます。県といたしましては、今後とも市町の一般廃棄物処理が安全で安定的に行われるよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

（萩原量吉議員）

皆さん聞いてみえる。テレビも映っているかわかりませんが、無責任でしょう。この責任を問っているんです。ダイオキシン対策というけれども、これも厚生省にだまされたという経過も確かにあります。環境先進県というのは引き下ろしてくださいな。残念ながらこういう問題で私たちは調べて、今までの経過も十分踏まえて追及している。けれども、そのことについては何ら答えない。残念です。

私たち日本共産党は 2 人の県議団でありましたけれども、このガス化溶融炉施設、ＲＤＦ施設ができることから、当初から計画、あるいは予算、そのときの契約を含めて反対をしてきました。この議場の中では唯一の会派でもあるわけですね。その論議を一貫してやってきたんですよ。これは見通しが立たないぞ、ＲＤＦなどというのはまだ未開発な技術だよ、ごみの減量にもならんよ、案の定大赤字で、市町からはどんどんと追及されて、結局県費で出すといったって税金でしょう。こういう問題にだれ一人責任をとらない。

この間、私が追及した石原産業のフェロシルトの問題でもそうです。こんなことが本当に許されておっていいのか。私たちは厳しく指摘をしたいと思うわけであります。当初から反対をしてきた私たちの正しさがある面では証明されたということでもありますし、この問題は議会の責任も問われる問題ではないかと、私はそう思っております。

しかも、ガス化溶融炉施設に 20 億円、4 年前に投入を決定しているんです。4 年前というのは残念ながら私たち日本共産党議員団はいませんでした。知事もこの間から、萩原さんがいないときになどという言葉をよくあちこちで使われてみえる。よっぽどそのころが懐かしかったのかどうか知りませんけれども、だけれども、本当にこれは私たち議会も含めて市町も大変な状況で、一般廃棄物に手を出すべきじゃない。本来の事業でないのに県がかかわって行って、そして、こんな大失敗をやっているわけですから、私はこの責任は県当局と、そして議場にいる議員の皆さんの責任も含めて私は大いに反省もし、その責任をどういう形で果たしていくのか。そのことを強く求めていきたい。また、これは議長を通してをお願いをしたいと、このようにも思っているところであります。

極めて不満であります。またにも答えられていないことも表明をいたしまして、短い時間ではありますが、質問を終わらざるを得ません。ありがとうございました。終結いたします。

○平成 22 年第 2 回定例会 委員長報告（平成 22 年 10 月 18 日）

（西塚宗郎予算決算常任委員長）

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。続いて、電気事業についてであります。

電気事業については、総収益が 29 億 2917 万円に対し総費用は 32 億 3105 万円であり、3 億 188 万円の純損失となり、前年度に比べて 2 億 4091 万円損失が増加しています。水力発電事業については、民間譲渡に向けて中部電力株式会社の運転監視システムの整備が

必要となったことなどから、譲渡の時期が平成 25 年度、または平成 26 年度に延期されることとなりました。今後譲渡時期が再び延期されることのないよう、県民の理解が得られる譲渡価格等、中部電力株式会社をはじめ関係者との協議を着実に進めるとともに、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業である R D F 焼却発電事業については、火力発電事業が民間譲渡された後は附帯事業として運営していくことができなくなることから、関係部局と協議を進め、水力発電事業譲渡後の R D F 焼却発電事業の運営体制について明確にされるとともに、平成 29 年度以降の事業のあり方について、目途とする平成 22 年度末までに関係市町等との合意が得られるよう関係部局と連携して早急に課題解決されるよう要望します。

（討論）

（萩原量吉議員）

上程されております決算議案、日本共産党はすべて反対という立場、認定はしないという立場で討論に参加をします。

それで、認定できない理由を多く語りたいんですが、時間の関係で R D F 焼却発電所と病院事業会計の 2 点にかかわって私は認定しない理由を述べたいと思います。

R D F 焼却発電所については、市町や県民の皆さんを含めて今やもう三重県の中でのごみ行政の大失政、大失敗ということが非常にはっきりしてきました。だれもが認めるところであります。三重県が本来の業務でない一般廃棄物行政に介入をしました。そのくせ爆発事故や死亡事故、採算の大きな間違い、大赤字、今になって一般廃棄物は市町の固有の業務だから受益者負担が当たり前など言い出しました。市町はかんかん怒っていますよね。

さらに、R D F はもともと未完成の技術であります。トラブルが続いています。きちっとした運転ができない。全国至るところで失敗の事例があるわけであります。成熟した技術ではありません。このトラブル続き、あるいはそれこそ事故続き、そして大爆発だったというわけでもありますけれども、いまだに原因究明はちゃんとされていないでしょう。裁判までやっている。なれ合いと私は言いたいんですね。

しかも、原因究明の調査の中心になっている人は、委員長は笠倉忠夫という人ですが、R D F の製法技術の特許申請者の一人なんですよ。R D F の推進者なんです。この人が事故原因究明の委員長だったんです。あるいは、いまだに安全管理の技術委員の中の一人に入っているでしょう。だから、この問題について、反対だとか問題点を指摘できるような民主的学者とか、住民の立場に立てる学者が入っていないのではないかと私はあえて指摘をしておきたいと思うんです。

裁判がいつ果てるともなくわかりません。本当にこの点でも、公平性の観点から客観的な第三者などをきちんと入れるべきだと思うんです。県の弁護士費用も初期費用だけで 3570 万の弁護士費用って、こんなものは無駄遣いの上にまた無駄遣い。R D F の推進論者ばかりでは解決できないということを厳しく指摘したいし、なぜ富士電機だったのかという認定の経過も疑惑がいっぱい渦巻いています。私はそのための論文も書きました。また御紹介もしたいと思いますけれども、本当にその意味でもこのような事業、ましてやこれを本当に認定してそのままどうぞ続けてくださいという形で結果としては決算認定されていくという、これでは次に生かされていないんじゃないかと、私はそのように思います。

○平成 22 年第 2 回定例会（一般質問：平成 22 年 11 月 30 日）

（山本勝議員）

次に移らせていただきます。R D F 施設、29 年以後のいろいろな問題等について。

三重 R D F 焼却発電事業は、もともと環境施策の一環として、平成 9 年度にスタートした県の総合計画三重づくりの中で環境先進県づくりが重要課題として取り上げられ、桑名・員弁生活創造圏では、広域行政で取り組む事業として環境テーマの一つとしてこの事業が取り上げられ、R D F 化構想に基づいて県がこの事業を推進していただいたわけでございます。

この R D F 構想というのは、エネルギーをリサイクルして燃料にしていこうということで、ある意味ではごみゼロ社会実現という流れからして一時期その目的をある面では達成したと。このことにつきましては、私も理解をさせていただいておりますが、ここへ来て県はこの事業を 28 年度までと位置づけて、それ以後の事業のあり方については、現在あり方検討作業部会を設置して、三重県と R D F 関連市町とで検討が進められておりますが、県の考え方は一定の方向が出されておるようでございます。

先般出されました市町側の要望書としては、一つ目は R D F 焼却発電事業の継続に係る県の役割として、これまでの運営実績や地元との信頼関係を踏まえ、県が事業主体として責任を果たされること。そして、二つ目は R D F 製造施設の運転経費も年々増加の一途をたどっており、これ以上の財政負担は市町にとって死活問題になると。R D F 焼却発電事業の継続に際しては、市町に新たな財政負担を求めないこと。この 2 点で要望書が出ておるわけでございます。いろいろ検討されておるようでございますが、この要望書についてコメントがございましたらどうぞよろしくお願いします。

（岡本道と環境森林部理事）

平成 29 年度以降の R D F 焼却発電事業、このあり方につきましては、県と市町とで構成します R D F 運営協議会におきまして事業主体をどこにするか等々、13 項目の課題につ

いて検討を進めてまいっておるところでございます。本年8月のRDFの運営協議会の理事会において、この継続期間につきましては平成32年度までの4年間とするということが確認され、また、事業主体、あるいは費用負担等の考え方につきましては早期に合意が得られるよう引き続き協議を進めるということが決定されたところでございます。

県といたしましては、県のモデル事業として実施しております平成28年度までは県が事業主体となる。また、費用負担につきましても、さきの平成20年11月のRDF運営協議会総会の決議として、県、市町の合意がなされておりますので、これに基づきましての事業を進めることとしてきたところでございますが、平成29年度以降につきましては、県が事業主体になるという場合には一般廃棄物処理の責務が市町にあるということとか、あるいはRDF化をしている以外の処理方式を採用している市町との公平性等々から、RDF処理に必要な経費につきましては関係の市町に御負担いただきたいと考えておりまして、これまでの運営協議会におきましてもその旨を説明させていただいたところでございます。

一方、市町のほうからは、県が事業主体となった上で新たな費用負担を求めないようという要望も出されておまして、現在のところでは双方の意見には隔たりが見られるというのが現状でございます。この29年度以降の事業主体、あるいは費用負担等の問題につきましては、本年度中に一定の方向を出すということで、市町、県が合意しているところでございますので、今後とも引き続き運営協議会の場を通じまして、市町と真摯に協議を進めてまいりたいと思っております。

（山本勝議員）

これからどこが事業主体であるかという面についていろいろ答弁があったわけですが、地元であの桑名の力尾の地で事業をやっていくという面で、当初平成14年ごろまでに地元と環境保全協定というものを結んでおるわけです。

だから、環境保全協定というのは、近隣の自治会と結んでおりますし、それから行政とも結んでおるわけですが、県が主体になってこの事業をやっていく限り、例えば一部事務組合でやるとか、いろいろな方法があるかもわかりませんが、そんなような形になってくると、爆発事故があったという事例もありますから、環境保全協定というのがこれからあそこで4年間やっていくということについてもなかなか難しい。こんなような状況になってくると、このように私も仄聞し、地元のいろんな話もお聞きすると、そんなところも新たに問題が出てくると、このように思うわけです。

ですから、どうしても29年度以降について、今は県のほうは検討中だということで返答をされておみえになりますけれども、県がもう主体にならなければあそこで事業を引き続いてやっていくというのはなかなか難しくなるだろうと、このように思うわけです。その辺のところについて、再度ひとつお伺いをして、あとRDFの経費の問題については、平成28年で段階的に1トン9420円ということで、29年以降は受益者負担という考え方に

立って、かかった費用は全部RDFのあれに振り分けていくということで、2万2842円という形になってくるわけですが、今までの経緯からして地元のところからそれを受け入れるというのはなかなか難しい。

例えば、平成12年ごろにこのRDFのこういう構想が県のほうから出たわけです。（冊子を示す）その中には、まさにバラ色の構想が、例えば温浴施設なり、熱を利用したいろいろなこととか、それから、RDFの処理料については無料ですということこんな話で進んでいますから、この辺のところについてもなかなか難しい問題であろうと、このように思って、これ以上地元の負担が増えるということは、ある面ではこれから志摩市が途中でおやめになるということですし、松阪市もいろいろ御検討されているということでございますから、もうちょっとその辺のところは考えていかないと、せっかくこの事業について県がモデル事業としてやってきたことが最後はある面でけんか別れのような形にならないようにひとつよろしく願ひして、もう一度お願いしたいと思ひます。

（岡本道と環境森林部理事）

市町からの要望にもありますように、将来の市町におけます新たな施設整備というのは、当然将来的には必要になってまいりますので、そのようなことも考えますと市町の財政上非常に厳しいということは理解をさせていただいているところではございます。

けれども、この事業につきましては平成14年度から28年度までの15年間の事業という事業計画に基づきまして進めてきたところでございまして、例えば今までの市町との間でのいろんな料金の話もさせていただいておるのも、その間の収支計画をもとにしてのお話をさせていただいたところでございます。これがさらにまた29年度以降も、今のところは4年間ということでございますけれども、一定期間継続することになりますと、例えば施設の補修費であるとか、運転管理委託費などの増額というのは、どうしてもこれは避けられない状況になってまいります。そのようなことで、今の費用負担の枠組みではなくて、29年度以降につきましてはこういうような費用負担の増も含めての対応というのが必要になってまいります。

県としましては、先ほども申しましたように、このRDF処理を継続するという上での費用につきましては、一般廃棄物処理の中での費用という形での御理解をいただきたいというふうに考えておるところでございます。ただ、引き続き検討、協議を進めてまいりますので、市町の御意見は十分に耳を傾けさせていただきまして協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

（山本勝議員）

いずれにいたしましても、環境保全協定で、あの場所でRDF事業を継続していくということになれば、県が引き続いてやるということになれば延長というような形になろうかと思いますが、新たな主体でやろうということになってきますと、保全協定を結ばな

んような形になってきますから、そういう面ではどうしてもそのところについて十分ひとつ御留意をいただいて結論を出していただきたいと思います。いろいろ考えて今後やっていきたいということでございますので、よい結果を御期待させていただきたいと思います。

○平成 22 年第 2 回定例会（一般質問：平成 22 年 12 月 2 日）

（奥野英介議員）

それじゃ、次に、RDF 事業についてお尋ねをします。

RDF とは、家庭などから出た燃えるごみを原料としてつくった燃料、英語で言うんですけど、発音がまずいので、R はごみ、D は由来する、F は燃料の略称で、簡単に言うならば、乾燥したごみを石灰 2 % 程度で固形化されたもので、ごみは 2000 キロカロリー、RDF は 4000 キロカロリーの発熱量があるということです。RDF をつくるための施設はごみを燃やす施設ではなく、また、ごみ処理施設でもなく、燃料工場として見ることにあります。

一般廃棄物の所管である市町村にとって、ごみ処理の問題は、今も、以前も、これから大きな課題と位置しております。ごみ処理に対する財政負担、環境問題等々解決しなければならない、解決しようと思うが、思うままにならないのがごみ問題です。市町村は広域組合や焼却施設をつくろうとすると 10 年ぐらいかかるのが普通です。迷惑な施設ですから、財政負担、精神的負担は相当なものです。そのようなとき、平成 9 年ごろダイオキシン問題で困っているとき、RDF 事業が進められようとしておりました。

小規模な町村の施設では、RDF がダイオキシンなどの基準を満たすこと、環境に優しいとなれば、当然のように参加することになります。ごみ固形燃料製造利用システムは、人口の少ない市町村において発生するごみを安全、確実に処理するとともに、小規模施設では実現できない熱回収を可能にするという特色があります。

しかしながら、ここで注意しなければならないのは、このシステムの第一義的役割は廃棄物の安全、確実な処理にあり、熱回収はこれに続き、第二義的な役割であることであります。

このごみ処理の革命についていけば、市町村の精神的負担は軽くなると判断するのは当然の成り行きであると考えます。しかし、研究不足なのか、技術的ミスなのか、危機管理のなさなのか、重要な点に最大のミスがあったため、15 年 8 月、とうとい 2 人の命を奪ってしまいました。

私は、ごみが化石燃料に近いものとなって、RDF 焼却発電施設で焼却し、発電したこの電気を売って、収入を得て運営するという夢のような話を信用することができませんでした。伊勢広域清掃組合においても議論がなされましたが、見送ることができ、結果的によい判断であったと思っております。

施設整備着手のときは無料、事業の始まる前、14 年 6 月のときには 1 トン 3790 円、18 年、19 年は 5058 円、19 年 2 月には適正な料金は 1 トン 9420 円であるから、市町が払うなら県はモデル事業の 28 年まで事業をしてあげます。29 年以降は撤退するので、あとはそれぞれ考えてください。RDF 事業は目立ちたがり屋のだから環境先進県を宣伝し、県が自ら市町の領域に踏み込んでおいて、甘い話で乗せられてからたび重なる料金値上げを求め、最後には一般廃棄物はもともと市町のことから県だけ撤退としか見えません。

この事業は県にとって財政的にこれまで将来的負担を負い、また、市町の信頼関係も損ねたと思います。市町も費用負担のたび重なる増加と財政への圧迫を招き、住民への信頼感を損なう結果となってしまいました。

そこでお尋ねしたいんですけども、2003 年 12 月に『日経エコロジー』という本が出ているんですけど、そここのところを書いてあるのが、御殿場市の市長が RDF について「多額の費用をかけた RDF センターは、いわばごみを加工してごみをつくり出す欠陥施設だった」と書いてあります。また、2004 年 3 月の『日経エコロジー』にも、「ダイオキシンの発生拠点を減らすというにきの御旗に目を奪われて、客観的な情報収集を怠り、合理的な判断ができなかった」という構図ができていたとあります。

そこでお尋ねをします。市町の信頼を大きく損ねたこととなったたび重なる料金値上げ、そして、住民を不安に陥れた爆発事故、すべて事業計画のずさんさと運転管理上の危機管理の欠如などによると思われるますが、県はこうした事業の失敗をどうとらえているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

（高杉晴文企業庁長）

それでは、RDF の収支見通し等がずさんではなかったかと、こういう御質問にお答え申し上げます。

RDF 焼却発電事業の財政負担の将来見通しにつきましては、この事業を開始前に発電市場の自由化を目的といたしました電気事業法が改正されまして、売電単価制度が見直されたことに伴い、県が当初見込んでおりました売電単価よりも安い価格となったことや、また、ダイオキシン対策が強化されたということに伴いまして灰処理費の増加などの事業環境の変化がございました。このため、収支が赤字になると、こういう見込みになりましたので、平成 14 年の運用開始当初から製造団体に御理解をいただきまして、搬入量に応じた処理料金を負担していただくと、こういうことになった次第でございます。こうした点で事業の見通しが甘かったと言わざるを得ない面があるというふうにも私も認識しているところでございます。

また、平成 15 年 8 月の貯蔵槽爆発事故につきましてはお二人の方が亡くなられるなど、施設管理者といたしまして、安全上非常に重大な事故でございまして、また、県民の方々の信頼を損ねたということで非常に重く受けとめているところでございます。事故が発生いたしました 8 月 19 日は毎年発電所の安全記念碑の前で亡くなられましたお二人の

方々の御冥福をお祈りするとともに、二度と事故を起こさないといったことをお誓い申し上げているところでございます。

事故の原因等につきましては、現在訴訟で争っているところでございますが、二度と事故を起こすようなことがあってはならないということです、事故後、危機管理マニュアル等を見直しまして、また、職員の教育訓練も継続的に行うなど、事故の教訓と反省を風化させることなく、安全を最優先いたしました運転の実績を一つ一つ積み重ねているところでございまして、今後もこうした取組を不断の努力で行っていききたいと、このように思っておりますので、どうか御理解よろしくお願い申し上げます。

（奥野英介議員）

企業庁長はよく上から目線で物事を言う場合がありますので、できるだけ下から目線で物を言うと大分イメージが変わりますので、この前も私が何かのときに言ったと思うんですけど、それをちょっと、今日は比較的好かったんじゃないかな。

二つ目に、それじゃ、環境森林部長ですか、理事ですか、これ以上市町に負担をかけないためにも、残り事業期間の少ない中、今後の対応に苦慮する市町に対して県はどのような対応をしようと考えているのか、県内の他市町の処理体制のあいた容量を活用するなど、より広域で調整するような働きかけができないでしょうか。

28年で終わって、聞くところによると32年まで延長するということを聞いていますけど、平成22年、23年で28年までにこれが終わってしまうと、5年ぐらいで今RDF事業をやっているところが次の処理体制、焼却とかいろんな形を考えなきゃいかん。それができるのか。絶対にできないと思います。そういう意味で、やはり大きな市町村の広域組合があれば、何とかそこへ入れられるように、ごみ処理できるかとか、いろんなことを考えていかないと、ただ単にRDF事業はやめですよ、あとは一般廃棄物は市町のことでしょから勝手に考えてください、それはないと思います。だから、そういう意味で、やはり知事は前から市町と県とはパートナーシップであると言っているわけですから、これから焼却、ごみの処理についてRDFをやめるのならきちっとその体制を整えていくべきではないかと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

（岡本道と環境森林部理事）

29年度以降のRDF焼却発電事業につきましては、今年8月にRDF運営協議会の理事会を開催いたしまして、今のお話にもございましたように、平成32年度まで、今後10年間ぐらいになりますけれども、継続するということが確認されたところでございます。

この確認を受けまして、今後10年間におきましてそれぞれの市町では新たなごみ処理方式というものが検討、選択されることとなると思いますけれども、その方向といたしましては、例えば広域合併後の市町におきますごみ処理施設の再編であるとか、あるいは地域単位での現在よりももう少しより広域的な処理体制、事務組合等も含めてですけれど

も、そのようなそれぞれの市町に応じた、状況に応じた検討、選択というのが行われていくんだろうと思われます。

県としましては、この平成33年度以降、適切なごみ処理体制が構築されると、これが何よりも必要と考えておりますので、それぞれの市町が新たな処理方式の検討を行うに当たりましては、市町間の調整、あるいは技術的支援という面で県としての役割を十分に果たしてまいりたいというふうに考えております。

○平成22年第2回定例会 委員長報告（平成22年12月21日）

（西塚宗郎予算決算常任委員長）

御報告申し上げます。

1点目は、RDF焼却発電施設用地取得後の土地利用についてであります。

RDF焼却発電施設用地については、平成9年3月に桑名広域清掃事業組合と交わした確認書に基づき、本年7月の土地区画整理による仮換地指定に伴い、土地取得の仮契約を締結し、用地を取得するとしています。県当局におかれては、用地取得後の土地利用について、市町と協議されている平成29年度以降のRDF焼却発電事業の方向性も踏まえ、これまで土地や施設を一体的に利用してきた桑名広域清掃事業組合がRDF事業終了後のごみ処理方式を検討する場に県も積極的に参加するなど、この土地の有効活用についてよく検討されるよう要望します。